

**平成 28 年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）  
新旧対照表（案）**

平成 28 年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
1	22	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 2 節 計画の内容 4 災害復旧計画 災害復旧の実施に当たっての基本方針	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 2 節 計画の内容 4 災害復旧・復興計画 災害復旧・復興の実施に当たっての基本方針	対策の整理
2	10	第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1) (略) (追加)  (2) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「 <u>国土強靱化基本計画</u> 」との調和を保つものとする。	第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1) (略) (2) <u>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「春日井市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。</u> (3) <u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u> <u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である事項を踏まえるものとする。</u>	対策の整理  愛知県地域強靱化計画の策定
3	3	第 4 節 災害の想定 2 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条に基づき指定された浸水想定区域の資料を参考とする。	第 4 節 災害の想定 2 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水や <u>雨水出水</u> による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条及び第 14 条の 2 に基づき指定された浸水想定区域の資料を参考とする。	対策の整理
4	3	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 1 節 防災の基本理念 (略) 近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。 (略)	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 1 節 防災の基本理念 (略) <u>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。</u> (略)	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																										
5	6	3 災害復旧・復興段階 発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な <u>援護</u> を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。	3 災害復旧・復興段階 発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な <u>支援</u> を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。	表記の整理																										
5	13	第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 (略) また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。	第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 (略) また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。	表記の整理																										
5	24	3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	表記の整理																										
7	6	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">機関名</td> <td style="width: 25%;">災害予防</td> <td style="width: 25%;">災害応急対策</td> <td style="width: 25%;">災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">機関名</td> <td style="width: 25%;">災害予防</td> <td style="width: 25%;">災害応急対策</td> <td style="width: 25%;">災害復旧・復興</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	対策の整理										
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																											
(略)	(略)	(略)	(略)																											
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																											
(略)	(略)	(略)	(略)																											
8	1	2 県及び県関係機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">機関名</td> <td style="width: 25%;">災害予防</td> <td style="width: 25%;">災害応急対策</td> <td style="width: 25%;">災害復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">愛知県</td> <td>1 防災に関する施設及び設備の整備</td> <td>1 (略) (追加)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>2～4 (略) (追加)</td> <td>2 避難の勧告又は指示</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	愛知県	1 防災に関する施設及び設備の整備	1 (略) (追加)	(略)	2～4 (略) (追加)	2 避難の勧告又は指示	2 県及び県関係機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">機関名</td> <td style="width: 25%;">災害予防</td> <td style="width: 25%;">災害応急対策</td> <td style="width: 25%;">災害復旧・復興</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">愛知県</td> <td>1 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備</td> <td>1 (略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>2～4 (略)</td> <td>2 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表</td> </tr> <tr> <td>5 名古屋飛行場の防災</td> <td>3 避難の勧告又は指示の代行</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県	1 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備	1 (略)	(略)	2～4 (略)	2 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表	5 名古屋飛行場の防災	3 避難の勧告又は指示の代行					表記の整理 構成の整理 対策の整理 対策の追加
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																											
愛知県	1 防災に関する施設及び設備の整備	1 (略) (追加)	(略)																											
	2～4 (略) (追加)	2 避難の勧告又は指示																												
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																											
愛知県	1 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備	1 (略)	(略)																											
	2～4 (略)	2 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表																												
	5 名古屋飛行場の防災	3 避難の勧告又は指示の代行																												



頁	行	修正前	修正後	備考																								
10	2	4 自衛隊 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	4 自衛隊 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧・復興</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	対策の整理								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
11	18	5 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 (愛知県支部)</td> <td>(略)</td> <td>1 (略) 2 (略) 3 救助物資の給付 4 義援金の募集及び受付</td> <td>_____</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	(略)	(略)	日本赤十字社 (愛知県支部)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 救助物資の給付 4 義援金の募集及び受付	_____	5 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧・復興</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 (愛知県支部)</td> <td>(略)</td> <td>1 (略) 2 (略) 3 救助物資の配分 4 義援金等の受付及び配分</td> <td>_____</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	日本赤十字社 (愛知県支部)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 救助物資の配分 4 義援金等の受付及び配分	_____	対策の整理  名称の変更
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																									
ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	(略)	(略)																									
日本赤十字社 (愛知県支部)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 救助物資の給付 4 義援金の募集及び受付	_____																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																									
ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)																									
日本赤十字社 (愛知県支部)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 救助物資の配分 4 義援金等の受付及び配分	_____																									
13	1	6 指定地方公共機関 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	6 指定地方公共機関 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧・復興</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	対策の整理								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
13	16	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害予防</td> <td>災害応急対策</td> <td>災害復旧・復興</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	対策の整理								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
14	6	第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が防災に関するこの基本的責務を有する。 (略)	第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が防災に関するこの基本的責務を有する。 (略)	表記の整理																								
14	20	3 事業所の果たすべき役割 企業(地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は、取り扱う者並びに航空会社を含む。)は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管	3 事業所の果たすべき役割 企業(地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は、取り扱う者並びに航空会社を含む。)は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管	対策の整理  誤記の修正																								

頁	行	修正前	修正後	備考
		理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。 (略)	理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。 (略)	
17	22	第4節 防災協働社会の形成推進 2 対策 <u>(3) 業務継続計画の策定</u> 市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。 また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。	第4節 防災協働社会の形成推進 2 対策 (削除) ※第2編 第1章 第1節に記載	対策の整理
18	1	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 (略) (追加)	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 (略) <u>1 業務継続性の確保</u> (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 (2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続	対策の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p>計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制  イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定  ウ 電気・水・食料等の確保  エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保  オ 重要な行政データのバックアップ  カ 非常時優先業務の整理</p>	
		<p>1 (略)</p> <p>2 行動マニュアルの作成  市は、個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、<u>行動マニュアルを作成する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 応急活動のためのマニュアルの作成等  市は、個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</u></p>	対策の追加
18	13	<p>3 防災研修及び防災訓練の実施</p> <p>(1) 職員に対する防災教育  市は、災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。  (追加)</p> <p>(2) 水防訓練等の実施  (略)  その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。  (略)  (追加)</p>	<p>4 人材育成及び防災訓練の実施</p> <p>(1) 人材の育成等  市は、災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。  <u>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u></p> <p>(2) 水防訓練等の実施  (略)  その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。  (略)</p> <p>(3) 防災訓練の指導協力  市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓</p>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p><u>練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p><u>また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</u></p>	
19	4	<p><u>4 広域応援体制の整備</u> (追加)</p> <p><u>(1) 地方自治体間の広域応援体制の充実</u> (追加)</p> <p>市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を旧尾張北部広域行政圏の5市2町をはじめ関係団体と締結している。</p> <p>今後とも協定内容の充実を図るため、<u>災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>5 広域応援体制の整備</u></p> <p><u>(1) 応援要請手続きの整備</u></p> <p><u>県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 応援協定の締結等</u></p> <p><u>ア 相互応援協定</u></p> <p>市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を旧尾張北部広域行政圏の5市2町をはじめ関係団体と締結している。</p> <p>今後とも協定内容の充実を図るため、<u>災害対策基本法第49条の2に基づき、相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p><u>イ 民間団体等との協定</u></p> <p><u>災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 緊急消防援助隊</u></p> <p><u>市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</u></p>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 自衛隊との連携強化</p> <p>(3) 関係団体及び流通事業者との協定 関係団体及び流通事業者と防災対策に係る協定を締結する。</p>	<p>(4) 広域航空消防応援 市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「<u>大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱</u>」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 広域消防相互応援 愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「<u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(6) 自衛隊との連携強化 (削除) ※本節 5(2)イに記載</p>	
19	20	<p>5 防災思想の普及</p> <p>(1) 地域住民に対する防災教育 防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、<u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。</u> また、<u>防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</u></p> <p>(2) 過去の災害教訓の伝承 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、<u>教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 企業防災の促進 市及び県は、<u>企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u></p>	<p>(削除) ※本編 第2章 第1節に記載</p>	<p>対策の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>資料「様式・資料集」協定等の締結状況（資料５－１～65）</p>	<p>資料「様式・資料集」協定等の締結状況（資料５－１～68）</p>	<p>地域防災計画（様式・資料編）との整合</p>
20	9	<p>第２節 情報連絡体制の整備 （略）</p> <p>１ 情報連絡体制の整備 （追加）</p> <p>（１） 無線通信施設 （２） 有線通信施設 ア（略） イ <u>災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ西日本電信電話株式会社に登録された災害時優先電話が配備されており、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。</u></p> <p>ウ（略）</p>	<p>第２節 情報の収集・連絡体制の整備 （略）</p> <p>１ 情報連絡体制の整備 <u>（１） 情報の収集・連絡体制</u> <u>被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</u></p> <p>（２） 無線通信施設 （３） 有線通信施設 ア（略） イ <u>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。</u></p> <p>ウ（略）</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p>
22	8	<p>第３節 非常用物資の備蓄</p> <p>１ 食糧及び生活必需品 （２） 行政備蓄 （追加）</p>	<p>第３節 非常用物資の備蓄</p> <p>１ 食糧及び生活必需品 （２） 行政備蓄</p> <p><u>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</u></p> <p><u>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>対策の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u></p>	<p><u>慮する。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(削除) ※本編 第3章 第3節 2 (1) エ に記載</p>	
23	16	<p>第4節 消防救急体制の整備</p> <p>1 大規模火災における消防体制の整備</p> <p>(1) 出火の防止対策</p> <p>ア 消防本部</p> <p>消防本部は、防火管理、<u>防災管理</u>、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火、<u>防災管理者</u>の育成を図るとともに、防火対象物の防火、<u>防災管理</u>及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災報知器、<u>消火器具及び消火用水</u>の普及徹底を図るとともに、これら<u>器具等</u>の取扱い等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>防災管理者</u></p> <p><u>防災管理者は、当該対象物の防災に関する消防計画を作成し、自衛消防組織による避難訓練等を定期的</u><u>に実施するほか、地震等発生時に想定される被害の軽減に努める。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>第4節 消防救急体制の整備</p> <p>1 大規模火災における消防体制の整備</p> <p>(1) 出火の防止対策</p> <p>ア 消防本部</p> <p>消防本部は、防火管理、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>	対策の整理
24	19	<p>(3) 消防団の強化</p> <p>消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部及び6分団の</p>	<p>(3) 消防団の強化</p> <p>消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6分団及び</p>	対策の整理 (機能別分団発足)

頁	行	修正前	修正後	備考
		消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。	<u>機能別分団</u> の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。	
24	24	(4) 消防通信体制の整備 同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、 <u>整備している消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。</u>	(4) 消防通信体制の整備 同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、 <u>消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。</u>	表記の整理
25	6	2 救急・救助体制の整備 人命救助に必要な救急車・救命ボート等の救助機械、担架・救命胴衣等の救助用資器材を消防署、 <u>消防出張所等に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を中心に救急救命士を養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。</u>	2 救急・救助体制の整備 人命救助に必要な救急車・救命ボート等の救助機器、担架・救命胴衣等の救助用資器材を消防署等に整備する。また、市民に <u>応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。</u>	表記の整理
26	30	4 航空災害対策 消防本部は、航空機の墜落等大規模な航空事故に備え、消防活動の用に供する施設等の整備に努めるとともに、名古屋飛行場緊急計画連絡協議会と連携し定期的に消火救難訓練を実施する。	4 航空災害対策 消防本部は、航空機の墜落等大規模な航空事故に備え、消防活動施設等の整備に努めるとともに、名古屋飛行場緊急計画連絡協議会と連携し定期的に消火救難訓練を実施する。	表記の整理
29	3	第6節 広域応援派遣体制の整備 3 緊急消防援助隊 <u>市及び県は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、消防活動の向上に努めるものとする。</u>	第6節 広域応援派遣体制の整備 (削除) ※本章 第1節 5 (3) に記載	構成の整理
30	3	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発 <u>風水害等災害の被害を軽減する上で、市民の果たす役割は極めて大きい。</u> <u>市民が「自らの命は自ら守る」ため、平常時から避難所の位置や避難経路を確認し、飲料水、食糧等を家庭内で備蓄することが重要である。市民の防災知識の普及を図り防災能力</u>	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 <u>市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u> また、県及び市は、防災に関する様々な動向や各種デー	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>を高めるため、市は、啓発活動の実施や防災パンフレット等を作成配布する。また、市及び県は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。</p> <p>その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</p>	<p>タを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 災害に関する基礎知識</p> <p>イ 正確な情報の入手</p> <p>ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>エ 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識</p> <p>オ 警報等や避難指示等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</p> <p>キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</p> <p>ク 避難生活に関する知識</p> <p>ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</p> <p>コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
			<u>結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u>	
32	1	4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 (1) 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成に努めるものとする。	4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 (1) 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うなどの、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。	表記の整理
32	20	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 風水害等の災害時において、児童、生徒、幼・保育園児及び認定子ども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小・中学校、幼・保育園及び認定子ども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 風水害等の災害時において、児童、生徒、幼・保育園児及び認定子ども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小・中学校、幼・保育園及び認定子ども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	誤記の修正
35	12	第3節 防災ボランティアとの連携 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア ボランティアの受入れに必要な資器材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害対策本部に災害救援ボランティアセンターを設置する。 イ～オ (略)	第3節 防災ボランティアとの連携 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア ボランティアの受入れに必要な資器材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。 イ～オ (略)	対策の整理
37	3	第4節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 2 避難行動要支援者対策 (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応でき	第4節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 2 避難行動要支援者対策 (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるもの	表記の整理 対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ることとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。</p> <p>エ (略) (追加)</p>	<p>とする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を指定適宜更新し、関係者間で共有する。</p> <p>エ (略) <u>(3) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p>	
38	6	<p>3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) (略) ア (略) イ (略) ウ <u>避難場所や避難所、避難路の標識等</u>については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p>	<p>3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) (略) ア (略) イ (略) ウ <u>緊急指定避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難路の標識等</u>については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p>	対策の整理
39	2	<p>9 要配慮者利用施設に係る災害対策 (1) 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。</p>	<p>9 要配慮者利用施設に係る災害対策 (1) <u>土砂災害危険箇所</u>、山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。</p>	対策の整理
39	27	<p><u>11</u> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 <u>(1)</u> マニュアルの作成 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること <u>(ア)</u> 気象予警報及び気象情報 <u>(イ)</u> 河川の水位情報、指定河川洪水予報 <u>(ウ)</u> 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報</p>	<p><u>第5節</u> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 <u>1</u> マニュアルの作成 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 <u>(1)</u> 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること <u>(2)</u> 収集できる情報として次の情報を踏まえること ア 気象予警報及び気象情報 イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報 ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報</p>	<p>構成の整理 対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p> <p><u>(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)</u></p> <p><u>(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等)</u></p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること (追加)</p>	<p><u>(3) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること</u></p> <p><u>(4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</u></p> <p><u>ア 河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)</u></p> <p><u>イ 土砂災害が発生するおそれのある土地(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等)</u></p> <p><u>(5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p><u>(6) 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</u></p> <p><u>ア 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。</u></p> <p><u>イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。</u></p>	
40	16	<u>(2) 判断基準の設定に係る助言(略)</u>	<u>2 判断基準の設定に係る助言(略)</u>	構成の整理
40	19	<u>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</u> 避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な	<u>3 判断のための助言を求めるための事前準備</u> 避難勧告又は指示を行う際(土砂災害については、それら	構成の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	<u>を解除する際も含む</u> )に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	表記の整理
40	23	<p><u>12</u> 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p><u>(1)</u> 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p> <p><u>ア</u> 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p><u>(ア)</u> 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p><u>(イ)</u> 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p><u>(ウ)</u> 避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p><u>(エ)</u> 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p><u>a</u> 給水措置</p> <p><u>b</u> 給食措置</p> <p><u>c</u> 毛布、寝具等の支給</p> <p><u>d</u> 衣料、日用必需品の支給</p> <p><u>e</u> 負傷者に対する応急救護</p> <p><u>(オ)</u> 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p><u>a</u> 避難場所や避難所の秩序保持</p> <p><u>b</u> 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p><u>c</u> 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p><u>d</u> 避難者に対する各種相談業務</p> <p><u>(カ)</u> 災害時における広報</p> <p><u>a</u> 広報車による周知</p>	<p><u>第6節</u> 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p><u>1</u> 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p> <p><u>(1)</u> 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p><u>ア</u> 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p><u>イ</u> <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p><u>ウ</u> <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>への経路及び誘導方法</p> <p><u>エ</u> <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p><u>(ア)</u> 給水措置</p> <p><u>(イ)</u> 給食措置</p> <p><u>(ウ)</u> 毛布、寝具等の支給</p> <p><u>(エ)</u> 衣料、日用必需品の支給</p> <p><u>(オ)</u> 負傷者に対する応急救護</p> <p><u>オ</u> <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>の管理に関する事項</p> <p><u>(ア)</u> <u>指定緊急避難場所や指定避難所及び福祉避難所</u>の秩序保持</p> <p><u>(イ)</u> 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p><u>(ウ)</u> 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p><u>(エ)</u> 避難者に対する各種相談業務</p> <p><u>カ</u> 災害時における広報</p> <p><u>(ア)</u> 広報車による周知</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>b</u> 避難誘導員による現地広報</p> <p><u>c</u> 住民組織を通ずる広報</p> <p><u>イ</u> 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p><u>ア</u> 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。</p> <p><u>イ</u> 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p><u>ウ</u> 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</p>	<p><u>(イ)</u> 避難誘導員による現地広報</p> <p><u>(ウ)</u> 住民組織を通ずる広報</p> <p><u>(2)</u> 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p><u>ア</u> 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。</p> <p><u>イ</u> 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p><u>ウ</u> 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</p>	
41	30	<u>(2)</u> 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置 (略)	<u>2</u> 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置 (略)	構成の整理
42	6	第 <u>5</u> 節 帰宅困難者対策 (略)	第 <u>7</u> 節 帰宅困難者対策 (略)	構成の整理
44	19	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (7) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (追加)	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (7) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 <u>ア</u> 市防災会議は、土砂災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 <u>イ</u> 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次	対策の追加 対策の整理 構成の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p><u>ア</u> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）</p> <p><u>イ</u> 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p><u>ウ</u> 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p><u>エ</u> 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p><u>オ</u> 救助に関する事項</p> <p><u>カ</u> 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項（追加）</p>	<p>に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p><u>(ア)</u> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（<u>(エ)</u>に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）</p> <p><u>(イ)</u> 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p><u>(ウ)</u> 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p><u>(エ)</u> 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p><u>(オ)</u> 救助に関する事項</p> <p><u>(カ)</u> 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p><u>ウ</u> 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p>	
45	4	<p>(8) ハザードマップの作成及び周知（略）（追加）</p> <p>また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</p>	<p>(8) ハザードマップの作成及び周知（略）</p> <p>また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</p>	対策の追加
45	15	<p>(10) 老朽ため池（略）</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成</p>	<p>(10) 老朽ため池（略）</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハ</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		等により、適切な情報提供を図るものとする。	ザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	
47	7	4 安全なまちづくり 「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」「くらがり診断」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。	4 安全なまちづくり 「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。	対策の整理
48	5	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (3) 河川等 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、 <u>浸水想定等の情報を提供することにより、市のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</u> また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。 <u>さらに、市は県と連携し、行政と地域住民のコミュニケーションを重視しながら共に水害に立ち向かう地域協働型の新しい取組である「みずから守るプログラム」を展開する。具体的には、手づくりハザードマップ作成支援や大雨行動訓練実施支援などをNPOと連携して実施する。</u> <u>市は、浸水想定区域図（国土交通省中部地方整備局・愛知県）を基礎資料とした洪水ハザードマップを活用し、洪水氾濫の状況と避難方向等に係る情報を分かりやすく市民に提供する。</u> ア 河川管理者は、決壊、溢水等の水害を防止するため、関係機関と協力して河川及びため池の堤防や護岸等河川構造物の改修、改良に努める。 イ 市は、流域内の開発等に伴う地域の保水、遊水機能の低下に対処できるよう、市排水基本計画に基づく総合的な治水対策の推進を図る。	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (3) 河川等 ア 河川管理者は、決壊、溢水等の水害を防止するため、関係機関と協力して河川及びため池の堤防や護岸等河川構造物の改修、改良に努める。 イ 市は、流域内の開発等に伴う地域の保水、遊水機能の低下に対処できるよう、市排水基本計画に基づく総合的な治水対策の推進を図る。 <u>ウ 河川情報等の提供</u> <u>中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。</u> <u>また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。</u> <u>エ 市民の自発的な行動の促進</u> <u>市は県と連携し、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。</u>	構成の整理  表記の整理 対策の整理 対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(追加)</p> <p>ウ 浸水想定区域のある市における措置  (ア) 市地域防災計画に定める事項  市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>b 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項  (追加)</p>	<p>オ 洪水浸水想定区域の指定  中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p>○ 洪水予報を行う河川  庄内川（国土交通大臣指定）</p> <p>○ 水位情報を周知する河川  八田川、内津川（県知事指定）</p> <p>カ 市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>キ 浸水想定区域のある市における措置  (ア) 市地域防災計画に定める事項  市防災会議は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項  c 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>c</u> 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合に<u>あ</u>つては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(a) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>(b) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>(c) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p><u>d</u> <u>c</u>を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(イ) 浸水想定区域をその区域に含む市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>エ</u> 地下街等の所有者又は管理者における措置（略）</p>	<p>が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p><u>d</u> 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合に<u>あ</u>つては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(a) 地下街等（※）でその利用者の洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）</p> <p>(b) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>(c) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p><u>e</u> <u>d</u>を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(イ) <u>ハザードマップの配布</u> 浸水想定区域をその区域に含む市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>ク</u> 地下街等の所有者又は管理者における措置（略）</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(ア) 計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表</p> <p>(イ) 訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(ウ) 自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告</p> <p>㊦ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置(略)</p> <p>(ア) 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(イ) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(ウ) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>㊧ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大</p>	<p>(ア) 計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。 <u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(ウ) 自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告</p> <p>㊦ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置(略)</p> <p>(ア) 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(イ) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(ウ) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>㊧ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>(ア) 計画の策定 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(イ) 訓練の実施 大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(ウ) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>	<p>規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>(ア) 計画の策定 大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(イ) 訓練の実施 大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(ウ) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>	
51	12	<p>3 下水道</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策用資機材の確保 災害対策用資機材を平時から<u>その確保に努めるとともに</u>、定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) ア (略) イ (略) (追加)</p> <p>ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) (追加)</p>	<p>3 下水道</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策用資機材の確保 <u>可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に</u>平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) ア (略) イ (略) ウ <u>下水道法に基づく浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u></p> <p>エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略)</p> <p>(7) <u>協定の締結</u> <u>発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考				
52	29	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。</p> <p>また、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>ア 指定避難所</p> <p>災害時の避難所として各小学校と中部大学を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="327 959 1005 1310"> <tr> <td data-bbox="327 959 499 1310">指定避難所</td> <td data-bbox="499 959 1005 1310">味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、<u>西藤山台小</u>、岩成台小、岩成台西小、丸田小、中部大学</td> </tr> </table>	指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、 <u>西藤山台小</u> 、岩成台小、岩成台西小、丸田小、中部大学	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。<u>そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。</u></p> <p>(1) 指定避難所等の指定</p> <p>避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p><u>また、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u></p> <p>ア 指定避難所</p> <p>災害時の避難所として各小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。<u>また、標示板を設置するなど市民に周知する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 959 1785 1342"> <tr> <td data-bbox="1106 959 1272 1342">指定避難所</td> <td data-bbox="1272 959 1785 1342">味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、<u>岩成台小、岩成台西小、丸田小、旧藤山台東小学校施設、旧西藤山台小学校施設、中部大学</u></td> </tr> </table>	指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、 <u>岩成台小、岩成台西小、丸田小、旧藤山台東小学校施設、旧西藤山台小学校施設、中部大学</u>	<p>構成の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>藤山台地区における指定避難所施設の名称が変更となったことに伴う修正及び新規指定避難所の追加</p>
指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、 <u>西藤山台小</u> 、岩成台小、岩成台西小、丸田小、中部大学							
指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、 <u>岩成台小、岩成台西小、丸田小、旧藤山台東小学校施設、旧西藤山台小学校施設、中部大学</u>							

頁	行	修正前	修正後	備考				
		<p>イ 広域避難場所 大規模火災時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定する。</p> <p>ウ 福祉避難所 要配慮者の避難所として次の施設を指定し、安全確保等の救援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="327 507 1003 754"> <tr> <td data-bbox="327 507 495 754">福祉避難所</td> <td data-bbox="495 507 1003 754">味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家</td> </tr> </table> <p>(注) 1 第一希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者の受入を優先する。</p> <p><u>(注) 2 第二希望の家については、建物の耐震性が確保された後指定する。</u></p> <p>エ 緊急避難場所 <u>地域の公園等を、その規模及び人口の集中度に応じ緊急避難場所として指定する。</u></p>	福祉避難所	味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家	<p>イ 福祉避難所 要配慮者の避難所として次の施設を指定し、安全確保等の救援を行う。<u>また、標示板を設置するなど市民に周知する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 507 1783 754"> <tr> <td data-bbox="1106 507 1274 754">福祉避難所</td> <td data-bbox="1274 507 1783 754">味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、<u>第二希望の家</u>、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家</td> </tr> </table> <p>(注) 第一希望の家、<u>第二希望の家</u>及び福祉作業所については、知的障がい者の受入を優先する。</p> <p>(削除)</p> <p>ウ 指定緊急避難場所</p> <p><del>(ア) 広域避難場所</del> 大規模火災時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、<u>広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するなど市民に周知する。</u></p> <p><del>(イ) 緊急避難場所</del> 市は、<u>広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド等を一次避難場所として確保する。</u> 市では、この一次避難場所については、その規模及び</p>	福祉避難所	味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、 <u>第二希望の家</u> 、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家	<p>第二希望の家の耐震改修工事が完了し、福祉避難所として指定したことに伴う追加</p>
福祉避難所	味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家							
福祉避難所	味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、 <u>第二希望の家</u> 、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家							

頁	行	修正前	修正後	備考
		(追加)  オ 避難所の追認 (略)	<p>人口の集中度に応じ地域の公園等を、緊急避難場所として指定するとともに、標示板を設置するなど市民に周知する。</p> <p>エ 指定避難所及び福祉避難所が備えるべき設備 指定避難所及び福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>オ 避難所の追認 (略)</p>	
54	11	(2) 指定避難所の整備 ア～ウ (略) エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。	(2) 指定避難所の整備 ア～ウ (略) エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。	対策の整理
54	18	(3) 避難路の整備 各地域と指定避難所、広域避難場所を結ぶ避難路は、原則として幹線通学路を選定し、整備を図る。	(3) 避難路の整備 各地域と指定避難所、福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、原則として通学路を選定し、整備を図る。	対策の整理
54	25	(4) 避難に関する広報 住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。	(4) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。	表記の整理 対策の整理 対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ア 避難場所等の広報            避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難場所、避難所の名称            (イ) 避難場所、避難所の所在位置</p> <p>(ウ) 避難地区分け            (エ) 避難場所、避難所への経路</p> <p>(オ) 避難場所、避難所の区分            (カ) その他必要な事項            (追加)</p> <p>イ 避難のための知識の普及            必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>(ア) 平常時における避難のための知識            (イ) 避難時における知識            (追加)</p> <p>(ウ) 避難場所、避難所滞在中の心得</p>	<p>ア 指定緊急避難場所等の広報  <u>指定緊急避難場所や指定避難所及び福祉避難所の指定</u>を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(ア) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>の名称            (イ) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>の所在位置            (ウ) 避難地区分け            (エ) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>への経路            (オ) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所</u>の区分            (カ) その他必要な事項</p> <p>a <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の役割が違うこと</u>            b <u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること</u></p> <p>イ 避難のための知識の普及            必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>(ア) 平常時における避難のための知識            (イ) 避難時における知識</p> <p>a <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</u>            b <u>避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること</u>            c <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u></p> <p>(ウ) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所滞在中</u>の心得</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
56	1	<p>第4節 ライフライン施設</p> <p>ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、<u>災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p>1 電力</p>	<p>第4節 ライフライン施設</p> <p>ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、<u>施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p> <p>1 電力施設</p>	対策の整理
57	1	<p>第4章 防災に関する調査研究</p> <p>災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、その実態は地域的な特性を有している。防災に関する調査研究に当たっては、広範多岐にわたる相互の緊密な連携を図り、地域の特性に応じた総合的な体制を確立し、その効率的な推進を図る。また、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、具体的な施策の推進に必要な調査研究を実施していく。さらに、水防法第10条第2項及び第10条の2第1項の規定により指定された河川について、災害危険区域及び避難場所等を具体的に示した洪水ハザードマップの活用を努める。</p>	<p>第4章 防災に関する調査研究</p> <p>災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、その実態は地域的な特性を有している。防災に関する調査研究に当たっては、広範多岐にわたる相互の緊密な連携を図り、地域の特性に応じた総合的な体制を確立し、その効率的な推進を図る。また、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、具体的な施策の推進に必要な調査研究を実施していく。さらに、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定により指定された河川について、災害危険区域及び避難場所等を具体的に示した洪水ハザードマップの活用を努める。</p>	表記の整理 (水防法改正)
60	3	<p>第6章 企業防災の促進</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>1 企業防災の重要性</p> <p>企業の事業継続・早期再建は<u>県民</u>の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。</p> <p>(略)</p>	<p>第6章 企業防災の促進</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>1 企業防災の重要性</p> <p>企業の事業継続・早期再建は<u>市民</u>の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
60	21	<p>第2節 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p>(追加)</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割 <u>(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)</u> を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 <u>(BCP)</u> を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震</p>	<p>第2節 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p><u>(1) 事業継続計画(BCP)の策定・運用</u></p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める。</p> <p><u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、</u></p>	対策の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、<u>まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。</u></p> <p>(2) 二次災害の防止 <u>製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。</u></p> <p>(3) 事業の継続 <u>被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。</u></p> <p>(4) 地域貢献・地域との共生 <u>災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。</u> <u>また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</u></p>	<p>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど<u>事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p>(2) 生命の安全確保 <u>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</u></p> <p>(3) 二次災害の防止 <u>落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) 地域との共生と貢献 <u>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</u> <u>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高</u></p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		(追加)	い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。 (5) 洪水及び雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置	
65	10	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (5) 設置及び廃止の通知 (略)	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (5) 設置及び廃止の通知 (略)	体制の整理
		災害対策本部組織図 	災害対策本部組織図 	
67	1	5 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア (略) イ (略)	5 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア (略) イ (略)	対策の整理

頁	行	修正前				修正後				備考
		ウ (略)				ウ (略)				
		本部配備態勢				本部配備態勢				
		種別	配備基準	配備要員	主な活動内容	種別	配備基準	配備要員	主な活動内容	
		(略)				(略)				
		初動態勢	(略)	1 部長全員 2 各課管理職1名 3 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 4 技術部の課は、別に指示する職員 5 避難部及び指定避難所配備職員は全員	(略)	初動態勢	(略)	1 部長全員 2 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 3 その他技術部の課は、別に指示する職員 4 避難部の課は、課長及び主幹、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 5 動員部の課は、管理職・主査職の各1名 6 消防公安部においては非常招集に基づく招集者 7 その他の課においては、各課管理職1名 8 指定避難所配備職員は全員	(略)	
		対策本部				対策本部				
		第1次非常配備態勢		1 部長及び総括担当者全員 2 補佐職及び主査職の概ね半数 3 市民安全課全員、		第1次非常配備態勢		1 部長及び総括担当者(主幹を含む)全員 2 市民安全課、河川排水課及び下水建		

頁	行	修正前				修正後				備考
				河川排水課及び下水建設課は全員 4 避難部及び指定避難所配備職員は全員				設課は全員 3 その他技術部の課は、別に指示する職員 4 消防公安部においては非常招集に基づく招集者 5 その他の課においては、各課管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 6 指定避難所配備職員は全員		
		第2次非常配備態勢	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 全職員の概ね半数 3 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 4 避難部及び指定避難所配備職員は全員	(略)	第2次非常配備態勢	(略)	1 部長及び総括担当者(主幹を含む)全員 2 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 3 その他技術部の課は、別に指示する職員 4 消防公安部においては非常招集に基づく招集者 5 全職員の概ね半数 6 指定避難所配備職員は全員	(略)	
		(注) 1 勤務時間内における警戒体制は、市民安全課が配備に当たり、必要に応じて担当課へ業務の指示を行う。 2 消防職員は、別に定める非常招集基準による。				(注) 1 勤務時間内における警戒体制は、市民安全課が配備に当たり、必要に応じて担当課へ業務の指示を行う。 2 農政課においては、別に定める招集態勢を執る。				

頁	行	修正前	修正後	備考																								
		<p>3 第1次非常配備態勢及び第2次非常配備態勢にあつては、担当課職員を第1班、第2班に分け、輪番で配備に当たる。</p> <p>4 指定避難所配備職員は、<u>文化財課、図書館、救護福祉部及び消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。</u> (追加)</p>	<p>3 第1次非常配備態勢及び第2次非常配備態勢にあつては、担当課職員を第1班、第2班に分け、輪番で配備に当たる。</p> <p>4 指定避難所配備職員は、消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。</p> <p>5 <u>指定避難所配備職員以外の消防補助員は別に定める招集態勢を執る。</u></p>																									
71	20	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</p> <p>(1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">犬山市</td> <td rowspan="2">生活環境部 防災安全課</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話	F A X	犬山市	生活環境部 防災安全課	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</p> <p>(1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">犬山市</td> <td rowspan="2">市民部 地域安全課</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話	F A X	犬山市	市民部 地域安全課	(略)	(略)	(略)	(略)	名称の変更
市町名	担当部課名	住所					連絡先	電話																				
			F A X																									
犬山市	生活環境部 防災安全課	(略)	(略)	(略)																								
				(略)																								
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話																								
				F A X																								
犬山市	市民部 地域安全課	(略)	(略)	(略)																								
				(略)																								
74	7	<p>7 災害緊急事態</p> <p>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</p>	<p>7 災害緊急事態</p> <p>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となったときは、市、県を始めとする防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</p>	表記の整理																								
77	10	<p>第4節 ボランティアとの連携</p> <p>1 災害救援ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) ボランティア活動を行うため、対策本部、避難所等に必要スペース、机、椅子及び電話等資器材を確保する。</p>	<p>第4節 ボランティアとの連携</p> <p>1 災害救援ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) ボランティア活動を行うため、避難所等に必要スペース、机、椅子及び電話等資器材を確保する。</p>	対策の整理																								

頁	行	修正前	修正後	備考
78	1	<p>第4節 ボランティアとの連携 2 ボランティアコーディネーター (略)</p> <p>市災害対策本部 ボランティア部</p> <p>県災害対策本部 県広域ボランティア支援本部</p> <p>連携</p> <p>登録</p> <p>連携</p> <p>広域ボランティア コーディネーター</p> <p>登録</p> <p>地域ボランティア コーディネーター</p> <p>災害救援ボランティア センター (春日井市社会福祉協議会)</p> <p>連携</p> <p>無線クラブ他 連絡協議会・日本赤十字・ 春日井市ボランティア 地域協力団体</p> <p>登録</p> <p>ボランティア (通訳ボランティア)</p> <p>災害救援地域ボランティアセンター (防災拠点)</p> <p>登録</p> <p>要請</p> <p>派遣</p> <p>地域自治組織 (区・町内会、自治会、 自主防災、その他の自治組織)</p> <p>避難所(各小学校)</p> <p>要請</p> <p>派遣</p>	<p>第4節 ボランティアとの連携 2 ボランティアコーディネーター (略)</p> <p>市災害対策本部 ボランティア部</p> <p>県災害対策本部 県広域ボランティア支援本部</p> <p>連携</p> <p>登録</p> <p>連携</p> <p>広域ボランティア コーディネーター</p> <p>登録</p> <p>地域ボランティア コーディネーター</p> <p>災害救援ボランティア センター (春日井市社会福祉協議会)</p> <p>連携</p> <p>無線クラブ他 連絡協議会・日本赤十字・ 春日井市ボランティア 地域協力団体</p> <p>登録</p> <p>ボランティア (通訳ボランティア)</p> <p>災害救援地域ボランティアセンター (防災拠点)</p> <p>登録</p> <p>要請</p> <p>派遣</p> <p>地域自治組織 (区・町内会、自治会、 自主防災、その他の自治組織)</p> <p>避難所(各小学校)</p> <p>要請</p> <p>派遣</p>	
79	3	<p>第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 (追加)</p> <p>災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等を迅速かつ的確に行うため、通信連絡体制を最優先に確保する。</p>	<p>第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制</p> <p><u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、県及び関係機関と相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u></p> <p>災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等を迅速かつ的確に行うため、<u>重要通信の疎通を確保するととも</u></p>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考																
			に、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話等の電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。																	
81	4	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 情報伝達系統 (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象庁本庁から西日本電信電話(株) (NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ) には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 情報伝達系統 (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	表記の整理																
81	6	<p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風によって重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/s、を超えると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>暴風雪によって重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/s、を超えると予想される場合(降雪を伴う。)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>大雨によって重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	暴風によって重大な災害が <u>起こる</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/s、を超えると予想される場合	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が <u>起こる</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/s、を超えると予想される場合(降雪を伴う。)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が <u>起こる</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ	<p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>名古屋地方気象台が異常気象等によって災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風によって重大な災害が<u>発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/sを超えると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td><u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/sを超えると予想される場合(降雪を伴う。)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>大雨による重大な災害が<u>発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	暴風によって重大な災害が <u>発生する</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/sを超えると予想される場合	暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生する</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/sを超えると予想される場合(降雪を伴う。)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が <u>発生する</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ	表記の整理
種類	発表基準																			
暴風警報	暴風によって重大な災害が <u>起こる</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/s、を超えると予想される場合																			
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が <u>起こる</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/s、を超えると予想される場合(降雪を伴う。)																			
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が <u>起こる</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ																			
種類	発表基準																			
暴風警報	暴風によって重大な災害が <u>発生する</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/sを超えると予想される場合																			
暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生する</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/sを超えると予想される場合(降雪を伴う。)																			
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が <u>発生する</u> おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ																			

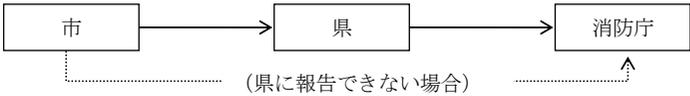
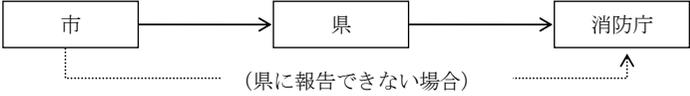
頁	行	修正前		修正後		備考
			<p>る。</p> <p>(浸水害) 平坦地で1時間雨量 50mm 平坦地以外で1時間雨量 70mm</p> <p>(土砂災害) 土壌雨量指数が <u>113</u></p> <p>を超えると予想されるとき</p>		<p>る。</p> <p>(浸水害) 平坦地で1時間雨量 50mm 平坦地以外で1時間雨量 70mm</p> <p>(土砂災害) 土壌雨量指数が <u>138</u></p> <p>を超えると予想されるとき</p>	
		洪水警報	<p>洪水によって<u>重大な災害が起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平坦地で1時間雨量 50mm 平坦地以外で1時間雨量 70mm 流域雨量指数が 地藏川流域で 11 内津川流域で 16</p> <p>を超えると予想されるとき</p>	洪水警報	<p><u>大雨、長雨、融雪</u>などにより河川が増水し、<u>重大な災害が発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平坦地で1時間雨量 50mm 平坦地以外で1時間雨量 70mm 流域雨量指数が 地藏川流域で 11 内津川流域で 16</p> <p>を超えると予想されるとき</p>	
		大雪警報	<p>大雪によって<u>重大な災害が起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが平地で <u>20cm</u>、<u>山地</u>で <u>30cm</u>を超えると予想される場合</p>	大雪警報	<p>大雪により<u>重大な災害が発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが <u>20cm</u>を超えると予想される場合</p>	
		ウ 注意報		ウ 注意報		
		種類	発表基準	種類	発表基準	
		風雪注意報	<p><u>風雪によって災害が起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>降雪を伴い平均風速が<u>陸上 13m/s</u>、<u>海</u></p>	風雪注意報	<p><u>雪を伴う強風</u>により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>降雪を伴い平均風速が <u>13m/s</u>を超える</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>上 16m/s、を超えると予想される場合</p> <p>強風によって災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s、を超えると予想される場合</p>	<p>と予想される場合</p> <p>強風により災害が<u>発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 13m/s を超えると予想される場合</p>	
		<p>大雨によって災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔 平坦地で1時間雨量 30mm 平坦地以外で1時間雨量 40mm 土壌雨量指数が 84 〕 を超えると予想される場合</p>	<p>大雨による災害が<u>発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔 平坦地で1時間雨量 30mm 平坦地以外で1時間雨量 40mm 土壌雨量指数が 97 〕 を超えると予想される場合</p>	
		洪水注意報 (略)	洪水注意報 (略)	
		<p>大雪によって災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5 cm、<u>山地</u>で 10 cm を超えると予想される場合</p>	<p>大雪により災害が<u>発生する</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 5 cm を超えると予想される場合</p>	
		<p>濃霧によって交通機関等に支障が生じるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上 100m 以下又は海上 500m 以下になると予想される場合</p>	<p>濃い霧により交通機関に著しい障害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合</p>	
		雷注意報 落雷等により、 <u>被害の</u> 予想される場合	雷注意報 落雷等により災害が <u>発生する</u> おそれがあると予想される場合	
		乾燥注意報 空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ	乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合であ	

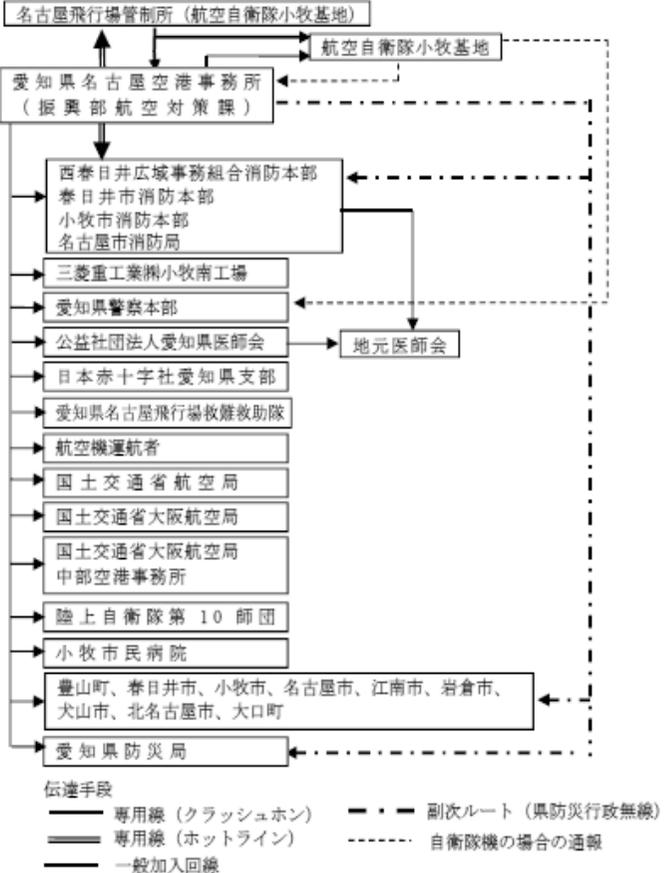
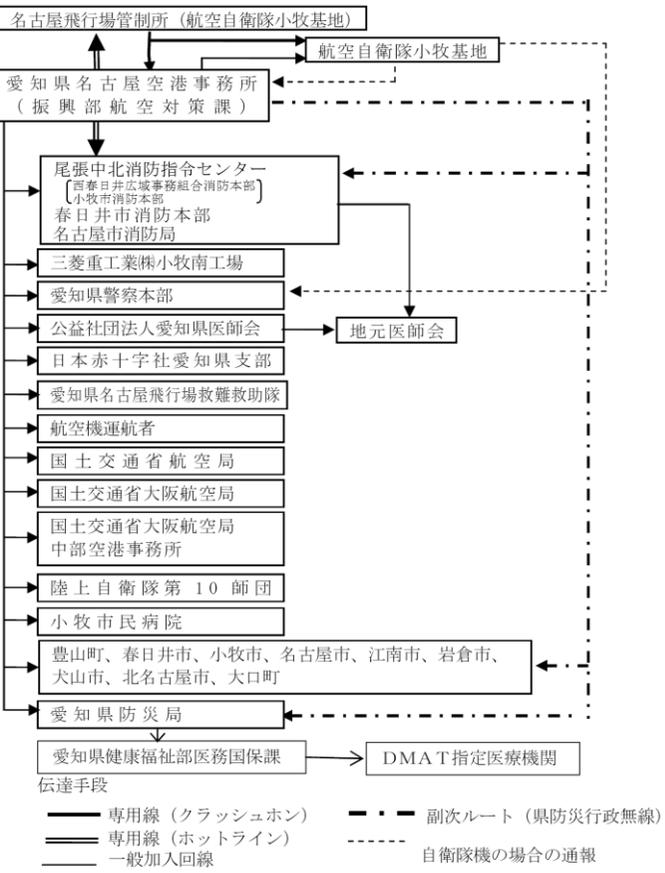
頁	行	修正前	修正後	備考																
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>る。 名古屋で実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>早霜、遅霜等によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>		る。 名古屋で実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合	霜注意報	早霜、遅霜等によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合	低温注意報	(略)	(追加)	(追加)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>る。 実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>晩霜により農作物への被害が起るおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪注意報</td> <td>著しい着氷(着雪)により通信線や送電線などへの被害が起るおそれがあると予想される場合</td> </tr> </table>		る。 実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合	霜注意報	晩霜により農作物への被害が起るおそれがあると予想されたときに発表される。	低温注意報	(略)	着氷・着雪注意報	著しい着氷(着雪)により通信線や送電線などへの被害が起るおそれがあると予想される場合	
	る。 名古屋で実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合																			
霜注意報	早霜、遅霜等によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合																			
低温注意報	(略)																			
(追加)	(追加)																			
	る。 実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合																			
霜注意報	晩霜により農作物への被害が起るおそれがあると予想されたときに発表される。																			
低温注意報	(略)																			
着氷・着雪注意報	著しい着氷(着雪)により通信線や送電線などへの被害が起るおそれがあると予想される場合																			
		<p>エ (略)</p> <p>(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>エ (略)</p> <p>(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、災害の発生と気象要素との関係を地域毎に調べ、都道府県などの防災機関と調整して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>																	
		<p>オ 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達系統</p>	<p>オ 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達系統</p>	<p>図中「協議」を「協議・発表」に変更、「中部運輸局」・「中部電力」を削除</p>																

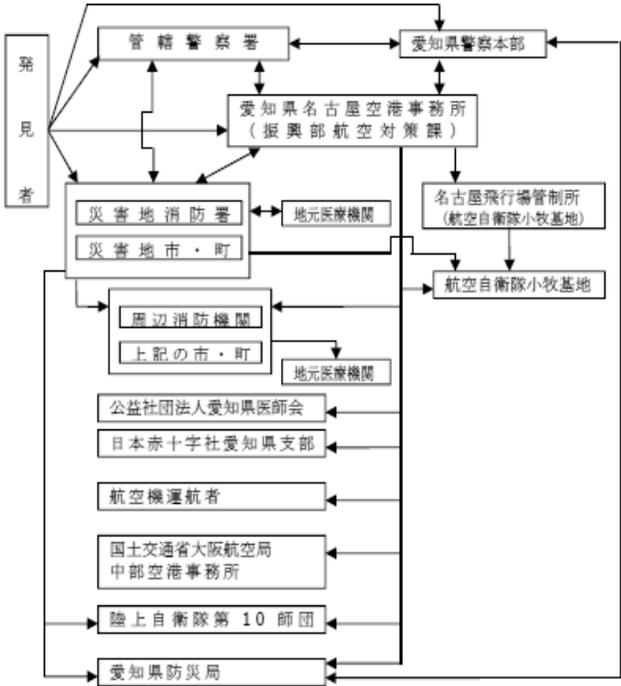
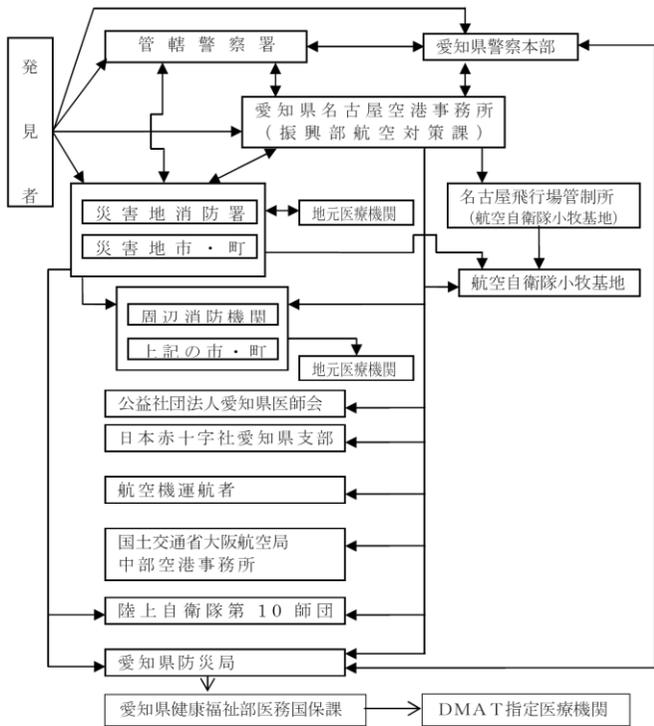
頁	行	修正前	修正後	備考												
86	1	<p>2 水防情報</p> <p>(1) 水防情報伝達系統</p> <p>ア 庄内川洪水予報 (略)</p> <p>※ <u>西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティング アクト福岡104センタで行っている。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）） (略)</p> <p>・伝達方法の周知方法 広報誌、ホームページ等により市民への周知に努める。</p>	<p>2 水防情報</p> <p>(1) 水防情報伝達系統</p> <p>ア 庄内川洪水予報 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）） (略)</p> <p>・伝達方法の周知方法 広報誌、Web サイト等により市民への周知に努める。</p>	表記の整理												
88	19	<p>(2) 水防予警報の発表基準等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水防警報 (略)</p> <p>(ア) 水位観測所及び発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td>河川名</td> <td>観測所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八田川</td> <td>春日井（春日井市味美町）</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(イ) (略)</p>	河川名	観測所	(略)	八田川	春日井（春日井市味美町）	(略)	<p>(2) 水防予警報の発表基準等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水防警報 (略)</p> <p>(ア) 水位観測所及び発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td>河川名</td> <td>観測所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八田川</td> <td>味美（春日井市味美町）</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(イ) (略)</p>	河川名	観測所	(略)	八田川	味美（春日井市味美町）	(略)	表記の整理
河川名	観測所	(略)														
八田川	春日井（春日井市味美町）	(略)														
河川名	観測所	(略)														
八田川	味美（春日井市味美町）	(略)														
90	17	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達</p> <p>市長は、<u>異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。</u></p>	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達</p> <p>市長は、<u>人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</u></p> <p><u>なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。</u></p> <p><u>また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報</u></p>	対策の追加												

頁	行	修正前	修正後	備考																				
		<p>この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>1 情報の収集及び伝達</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(表略)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>告する。</u></p> <p>この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>1 情報の収集及び伝達</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(表略)</p> <p><u>ウ 県は、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次県へ連絡するものとする。</u></p> <p><u>また、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。</u></p>																					
92	16	<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死亡者（遺体安置場所）</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷者</td> <td>重傷者（収容先）</td> </tr> <tr> <td>軽傷者（収容先）</td> </tr> </tbody> </table>	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	人的被害	死亡者（遺体安置場所）	(略)	行方不明者	負傷者	重傷者（収容先）	軽傷者（収容先）	<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死亡者（遺体安置所）</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷者</td> <td>重傷者（収容先）</td> </tr> <tr> <td>軽傷者（収容先）</td> </tr> </tbody> </table>	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	人的被害	死亡者（遺体安置所）	(略)	行方不明者	負傷者	重傷者（収容先）	軽傷者（収容先）	表記の整理
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																						
人的被害	死亡者（遺体安置場所）	(略)																						
	行方不明者																							
	負傷者		重傷者（収容先）																					
			軽傷者（収容先）																					
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																						
人的被害	死亡者（遺体安置所）	(略)																						
	行方不明者																							
	負傷者		重傷者（収容先）																					
			軽傷者（収容先）																					
96	4	<p>4 <u>重要な災害情報の収集及び伝達</u></p> <p>(1) 市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、様式1により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。</p>	<p>4 <u>火災、災害即報要領に基づく報告</u></p> <p>(1) 市は、<u>火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）</u>に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。</p>	表記の整理																				
96	10	<p>(3) 一定規模以上の災害を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p>	<p>(3) 一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、</p>	表記の整理																				

頁	行	修正前	修正後	備考
96	14	(追加)  (4) (略)	引き続き、消防庁に対しても行う。 <u>(4) 消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u> (5) (略)	対策の追加  構成の整理
96	15	<u>(5) 被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u> <u>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災市民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u> <u>県及び消防庁への連絡先（昼夜兼用）</u>  (追加)	(削除) ※本節5(3)に記載   (削除) ※本節5(2)に記載  <u>5 重要な災害情報の収集及び伝達</u> <u>(1) 国に対する逐次の情報伝達</u> <u>関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。</u> <u>(2) 災害の規模の把握のために必要な情報</u> <u>市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</u> <u>県及び消防庁への連絡先（昼夜兼用）</u> 	表記の整理  対策の整理  対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p>(3) 安否情報  <u>市、県は被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u>  <u>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災市民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u></p>	
98	5	<u>5</u> 被災者台帳の作成 (略)	<u>6</u> 被災者台帳の作成 (略)	構成の整理
98	10	<u>6</u> 災害記録の資料収集 (略)	<u>7</u> 災害記録の資料収集 (略)	構成の整理
100	5	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (3) 多様な情報手段の活用 臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、 <u>ホームページ</u> 、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (3) 多様な情報手段の活用 臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、 <u>Webサイト</u> 、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	表記の整理
101	3	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 風水害等の災害が発生した場合、消防公安部は、市民の生命及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき迅速に活動体制を <u>確立</u> し、保有する施設、人員を最大限に活用した消防活動を行う。	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 風水害等の災害時における消防・救助活動の目的は、消火・ <u>救出・救命及び避難路の確保にあることから、各参集段階における限られた消防職員及び団員により、一定の優先順位に基づいた消防部隊を編成して、効果的な活動を展開することを活動の基本指針とする。</u> また、市民の生命及び財産を保護するとともに、 <u>被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき、迅速に活動体制を確保</u> し、保有する施設、人員を最大限に活用した消防活動を行う。	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
104	1	<p>4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）</p>  <p>伝達手段  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 専用線（クラッシュホン）    <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 副次ルート（県防災行政無線）  <span style="border-bottom: 3px double black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 専用線（ホットライン）    <span style="border-bottom: 1px dotted black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 自衛隊機の場合の通報  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 一般加入回線</p>	<p>4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）</p>  <p>伝達手段  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 専用線（クラッシュホン）    <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 副次ルート（県防災行政無線）  <span style="border-bottom: 3px double black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 専用線（ホットライン）    <span style="border-bottom: 1px dotted black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 自衛隊機の場合の通報  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 一般加入回線</p>	<p>図中 「小牧市消防本部」を削除 「西春日井広域事務組合消防本部」を「尾張中北消防指令センター（西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部）」に修正 「愛知県健康福祉部医務国保課」及び「DMA T 指定医療機関」を追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
105	1	<p>イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （ア）民間航空機の場合</p> 	<p>イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （ア）民間航空機の場合</p> 	<p>図に「愛知県健康福祉部医務国保課」及び「DMAT指定医療機関」を追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
106	1	<p>(イ) 自衛隊機の場合</p> <p>*伝達手段   専用線 (クラッシュホーン)   一般加入電話      &lt;副次ルート&gt;   県防災行政無線 (同時一斉 FAX 使用可)</p> <p>(注) 1 空港外周辺区域とは、愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定に基づく第2種区域をいう。          2 協定消防機関とは、西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。</p>	<p>(イ) 自衛隊機の場合</p> <p>*伝達手段   専用線 (クラッシュホーン)   一般加入電話      &lt;副次ルート&gt;   県防災行政無線 (同時一斉 FAX 使用可)</p> <p>(注) 1 空港外周辺区域とは、愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定に基づく第2種区域をいう。          2 協定消防機関とは、<u>尾張中北消防指令センター (西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部)</u>、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。</p>	<p>図に「愛知県健康福祉部医務国保課」及び「DMAT指定医療機関」を追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
107	24	(3) 応援協力関係 (略) 資料 「様式・資料集」 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-32)	(3) 応援協力関係 (略) 資料 「様式・資料集」 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-35)	地域防災計画(様式・資料編)との整合
115	10	第2節 救助活動 1 (略) 2 (略) (追加)	第2節 救助活動 1 (略) 2 (略) 3 惨事ストレス対策 <u>(1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u> <u>(2) 消防公安部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u>	対策の追加
115	18	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) 市の全域に及ぶ災害等で必要なときは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の2(災害防御に関する必要な指示)及び災対法第72条(都道府県知事の指示)の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) 市の全域に及ぶ災害等で必要なときは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第43条(非常事態における都道府県知事の指示)災対法第72条(都道府県知事の指示)の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。	法改正による訂正
116	6	(2) 県防災ヘリコプター応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」 県防災ヘリコプター緊急運行要領(資料6-6) 防災ヘリコプター緊急運行基準(資料6-7) ヘリポート確保基準(資料6-8)	(2) 県防災ヘリコプター応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」 県防災ヘリコプター緊急運航要領(資料6-6) 防災ヘリコプター緊急運航基準(資料6-7) ヘリポート確保基準(資料6-8)	誤記の修正
116	9	3 緊急消防援助隊等 県は、県内における大規模災害の発生に際して消防庁長官に対し、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。 また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消	3 緊急消防援助隊等 県は、 <u>消防庁長官に対し</u> 、県内における大規模災害の発生に際して、 <u>人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援</u> 、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。 また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消	表記の整理 対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考																								
		防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。 (追加)	防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。 <u>消防公安部は、「春日井市緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。</u>																									
116	21	4 応援消防隊の受入れ (2) 応援消防隊の現場への出動に <u>当たっては</u> 、必要に応じて先導する。	4 応援消防隊の受入れ (2) 応援消防隊の現場への出動に <u>ついては</u> 、必要に応じて先導する。	表記の整理																								
116	22	(3) 応援消防隊の <u>宿舎等</u> は、消防公安部が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。	(3) 応援消防隊の <u>活動拠点</u> は、消防公安部が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。	表記の整理																								
117	1	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定	地域防災計画(様式・資料編)との整合 情報の整理																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-30)</td> <td>県内 <u>37</u> 市町村・消防組合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>消防相互応援協定(資料5-<u>31</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5-<u>32</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-30)	県内 <u>37</u> 市町村・消防組合	2	消防相互応援協定(資料5- <u>31</u> )	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5- <u>32</u> )	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-<u>33</u>)</td> <td>県内 <u>35</u> 市町村・消防組合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>消防相互応援協定(資料5-<u>34</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5-<u>35</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5- <u>33</u> )	県内 <u>35</u> 市町村・消防組合	2	消防相互応援協定(資料5- <u>34</u> )	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5- <u>35</u> )	(略)	
協定名称		協定機関																										
1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-30)	県内 <u>37</u> 市町村・消防組合																										
2	消防相互応援協定(資料5- <u>31</u> )	(略)																										
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5- <u>32</u> )	(略)																										
協定名称		協定機関																										
1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5- <u>33</u> )	県内 <u>35</u> 市町村・消防組合																										
2	消防相互応援協定(資料5- <u>34</u> )	(略)																										
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5- <u>35</u> )	(略)																										
117	11	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 大規模な災害が発生し、 <u>国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受ける場合に</u> 、自衛隊、警察及び消防を始めとする <u>広域応援部隊等の人員、資機材、物資の集結及び集積に必要となる防災活動拠点及び受援体制について</u> 、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。また、 <u>県内の他の市町村への応援が必要となる場合</u> の防災活動拠点としての活用も図る。	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 <u>1 大規模な災害が発生した場合、円滑に国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受けることができるよう</u> 、自衛隊、警察及び消防を始めとする <u>応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結及び集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有について</u> 、関係機関と調整の上、努めるものとする。 また、 <u>市又は県が応援活動を行う場合</u> の防災活動拠点としての活用も図る。	表記の整理 対策の整理 対策の追加																								

頁	行	修正前	修正後	備考																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落合公園</td> <td>(略)</td> <td>24.0ha</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>管理等駐車場</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	名称	所在地	面積	摘要	落合公園	(略)	24.0ha	(略)	管理等駐車場		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落合公園</td> <td>(略)</td> <td>17.0ha</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>管理等駐車場</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。</p> <p>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</p>	名称	所在地	面積	摘要	落合公園	(略)	17.0ha	(略)	管理等駐車場		(略)	(略)	
名称	所在地	面積	摘要																									
落合公園	(略)	24.0ha	(略)																									
管理等駐車場		(略)	(略)																									
名称	所在地	面積	摘要																									
落合公園	(略)	17.0ha	(略)																									
管理等駐車場		(略)	(略)																									
120	23	<p>第4章 水防活動</p> <p>第2節 水防活動の実施</p> <p>6 たん水排除</p> <p>市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事によりたん水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を講ずる。</p>	<p>第4章 水防活動</p> <p>第2節 水防活動の実施</p> <p>6 たん水排除</p> <p>市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を講ずる。</p>	対策の整理																								
122	2	<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示又は勧告する。</p> <p>また、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。</p>	<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。</p> <p>その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示又は勧告する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</p>	<p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p>																								

頁	行	修正前	修正後	備考																								
			<p>避難準備情報の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>さらに、避難準備情報、避難勧告及び指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p> <p>自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。</p>																									
122	13	<p>1 避難の勧告又は指示</p> <p>(1) 実施責任者・区分等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>区分</th> <th>災害の種別</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>(略)</td> <td>洪水 地すべり</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者 (市長)</td> <td>(略)</td> <td>洪水</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	区分	災害の種別	根拠法	知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水 地すべり	(略)	水防管理者 (市長)	(略)	洪水	(略)	<p>1 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>(1) 実施責任者・区分等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>区分</th> <th>災害の種別</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>(略)</td> <td>洪水、<u>雨水出水</u> 地すべり</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者 (市長)</td> <td>(略)</td> <td>洪水、<u>雨水出水</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	区分	災害の種別	根拠法	知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u> 地すべり	(略)	水防管理者 (市長)	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u>	(略)	対策の整理
実施責任者	区分	災害の種別	根拠法																									
知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水 地すべり	(略)																									
水防管理者 (市長)	(略)	洪水	(略)																									
実施責任者	区分	災害の種別	根拠法																									
知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u> 地すべり	(略)																									
水防管理者 (市長)	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u>	(略)																									
123	6	<p>(2) 避難準備（要配慮者避難）情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準及び方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準及び方法	伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	<p>(2) 避難準備（要配慮者避難）情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準及び方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準及び方法	伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	表記の整理																
区分	基準及び方法																											
伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。																											
区分	基準及び方法																											
伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。																											

頁	行	修正前	修正後	備考								
123	19	(3) 避難勧告 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>基準及び方法</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。</td> </tr> </table>	区分	基準及び方法	伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	(3) 避難勧告 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>基準及び方法</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。</td> </tr> </table>	区分	基準及び方法	伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	表記の整理
区分	基準及び方法											
伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。											
区分	基準及び方法											
伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。											
123	31	(4) 避難指示 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>基準及び方法</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。</td> </tr> </table>	区分	基準及び方法	伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	(4) 避難指示 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>基準及び方法</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td>広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。</td> </tr> </table>	区分	基準及び方法	伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	表記の整理
区分	基準及び方法											
伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。											
区分	基準及び方法											
伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。											
123	37	(6) 避難勧告・指示等の時期 (略) <u>さらに、避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。</u> <u>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</u>	(6) 避難勧告・指示等の時期 (略) (削除) ※第2編 第2章 第5節 1 (6) アに記載	対策の整理								
125	7	(12) 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、 <u>自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u>	(12) 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、気象警報及び災害に関する情報等の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう <u>活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。</u>	表記の整理								
125	13	2 避難誘導 市職員、消防職員、警察官その他避難誘導を行う者は、市民を安全かつ迅速に避難先へ誘導する。なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努	2 避難誘導 市職員、消防職員、警察官その他避難誘導を行う者は、 <u>次の事項に留意し、</u> 市民を安全かつ迅速に避難先へ誘導する。なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に	対策の追加								

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。 (追加)</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p>	<p>十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。 <u>(1) 避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>	
127	11	<p>5 避難所の開設 (1) 避難所</p>	<p>5 避難所の開設 (1) 指定避難所等</p>	
128	25	<p>6 避難所の管理運営 (9) 避難所が万一危険になった場合再避難等について対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p>	<p>6 避難所の管理運営 (9) 避難所が万一危険になった場合は、再避難等について対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p>	表記の整理
130	23	<p>第2節 給水 6 感染症に対する措置 (略) 資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5-26） (追加)</p> <p>災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5-28） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5-29） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-40～44） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-50～51）</p>	<p>第2節 給水 6 感染症に対する措置 (略) 資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5-29） <u>水道事故等による相互応援協定（資料5-30）</u> 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5-31） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5-32） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-43～47） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-53～54）</p>	地域防災計画（様式・資料編）との整合

頁	行	修正前	修正後	備考
131	17	<p>第3節 食糧</p> <p>1 食糧の供給</p> <p>(2) 調達及び搬送</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 救援食糧</p> <p>(ア) 市において食糧の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>第3節 食糧</p> <p>1 食糧の供給</p> <p>(2) 調達及び搬送</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 救援食糧</p> <p>(ア) 市において食糧の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。  <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	対策の整理
132	3	<p>(4) その他</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(4) その他</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</u></p>	
132	12	<p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ なお、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>東海農政局の最寄りの地域課長</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ なお、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>農林水産省(政策統括官)</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	表記の整理
133	7	<p>4 食糧等の調達に関する協定</p> <p>(略)</p>	<p>4 食糧等の調達に関する協定</p> <p>(略)</p>	情報の整理

頁	行	修正前	修正後	備考										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日井米穀小売業協同組合</td> <td>精米等</td> </tr> <tr> <td>春日井調味食品商業協同組合</td> <td>調味食品等</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2）  災害時における物資調達に関する協定（資料5-40~44）  災害時における支援協力に関する協定（資料5-50、51、53）  愛知県応急用米穀取扱要領（資料6-5）  物品受払簿（第17号様式）</p>	協定先	物資の種別	春日井米穀小売業協同組合	精米等	春日井調味食品商業協同組合	調味食品等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2）  災害時における物資調達に関する協定（資料5-43~47）  災害時における支援協力に関する協定（資料5-53、54、56、60）  愛知県応急用米穀取扱要領（資料6-5）  物品受払簿（第17号様式）</p>	協定先	物資の種別	(削除)	(削除)	地域防災計画（様式・資料編）との整合
協定先	物資の種別													
春日井米穀小売業協同組合	精米等													
春日井調味食品商業協同組合	調味食品等													
協定先	物資の種別													
(削除)	(削除)													
134	17	<p>第4節 生活必需品  2 調達及び搬送  (3) 救援物資  ア 市において生活必需品の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。</p> <p>イ～オ (略)</p>	<p>第4節 生活必需品  2 調達及び搬送  (3) 救援物資  ア 市において生活必需品の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。  <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p>イ～オ (略)</p>	対策の追加										
135	9	<p>5 物資の調達に関する協定  (略)  資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2）  災害時における物資調達に関する協定（資料5-40~45、47）  災害時における支援協力に関する協定（資料5-50~54）  物品受払簿（第17号様式）</p>	<p>5 物資の調達に関する協定  (略)  資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2）  災害時における物資調達に関する協定（資料5-43~48、50、60）  災害時における支援協力に関する協定（資料5-53~56）  物品受払簿（第17号様式）</p>	地域防災計画（様式・資料編）との整合										
136	29	<p>第5節 医療  1 医療活動  (4) 救護所の開設  救護福祉部は、必要に応じて災害現場に救護所を開設し、</p>	<p>第5節 医療  1 医療活動  (4) 救護所の開設  救護福祉部は、必要に応じて災害現場に救護所を開設し、</p>	語句の修正										

頁	行	修正前	修正後	備考
		被災者の応急手当等を実施する。 また、必要に応じて <u>地区</u> 医師会、 <u>郡市区</u> 歯科医師会、 <u>地区</u> 薬剤師会等に対して協力を求め、 <u>地域</u> の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。	被災者の応急手当等を実施する。 また、必要に応じて <u>市</u> 医師会、 <u>市</u> 歯科医師会、 <u>市</u> 薬剤師会等に対して協力を求め、 <u>地域</u> の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。	
137	5	(5) 地域災害医療対策会議への参画 地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。	(5) 地域災害医療対策会議への参画 県が2次医療圏ごとに設置する地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。	対策の整理
137	15	2 広域医療活動の支援要請 (2) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。	2 広域医療活動の支援要請 (2) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して <u>災害派遣精神医療チーム（D P A T）</u> の派遣要請を行う。	表記の整理
138	6	4 被災者の健康管理 (2) 防疫対策 (略) 資料 「様式・資料集」(追加)  災害医療救護に関する協定 (資料5-35) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料5-36) 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定 (資料5-37)	4 被災者の健康管理 (2) 防疫対策 (略) 資料 「様式・資料集」 <u>医療施設等(資料2-4)</u> <u>春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書(資料5-18)</u> 災害医療救護に関する協定 (資料5-38) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料5-39) 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定 (資料5-40)	情報の整理  地域防災計画(様式・資料編)との整合
139	2	第6節 住宅の確保 2 県(建設部)及び <u>市町村</u> における措置 (略)	第6節 住宅の確保 2 県(建設部)及び <u>市</u> における措置 (略)	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(追加)</p> <p>(1) 応援協力の要請 (略)</p> <p>(2) 建設用地の確保 ア (略) なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。 イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。 ア 建物の規模及び費用 (ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定める基準とする。 ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。 (イ) (略) イ (略) ウ (略)</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ (略)</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営 (略) ア 入居対象者 地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該</p>	<p>(1) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 <u>県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</u></p> <p>(2) 応援協力の要請 (略)</p> <p>(3) 建設用地の確保 ア (略) なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。<u>また、二次災害に充分配慮する。</u> イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 <u>なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。</u></p> <p>(4) 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。 ア 建物の規模及び費用 (ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定める基準とする。 ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。 (イ) (略) イ (略) ウ (略)</p> <p>(5) 賃貸住宅の借上げ (略)</p> <p>(6) 被災者の入居及び管理運営 (略) ア 入居対象者 災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する</p>	<p>対策の追加 対策の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>当する者とする。  (ア)～(ウ) (略)  イ 入居者の選定  応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として<u>当該市町村</u>に委託し、<u>当該市町村</u>がこれを行う。  なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。  ウ 管理運営  (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として<u>当該市町村</u>に委託し、<u>当該市町村</u>がこれを行う。  (イ) (略)  エ (略)</p>	<p>者とする。  (ア)～(ウ) (略)  イ 入居者の選定  応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として<u>市</u>に委託し、<u>市</u>がこれを行う。  なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。  ウ 管理運営  (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として<u>市</u>に委託し、<u>市</u>がこれを行う。  (イ) (略)  エ (略)</p>	
144	6	<p>第7節 防疫  1 防疫対策  (1)～(3) (略)  (追加)</p>	<p>第7節 防疫  1 防疫対策  (1)～(3) (略)  <u>(4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u></p>	対策の追加
145	2	<p>第8節 遺体の処理  2 遺体の検視(調査)及び検案  (略)  ※調査:「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために<u>行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)</u></p>	<p>第8節 遺体の処理  2 遺体の検視(調査)及び検案  (略)  ※調査:「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために<u>行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)</u></p>	表記の整理
145	5	<p>3 遺体の洗浄等  検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、<u>遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う</u></p>	<p>3 遺体の洗浄等  検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、<u>遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</u></p>	誤記の修正

頁	行	修正前	修正後	備考
148	22	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>2 燃料の確保 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」市有自動車(要配慮者搬送用) (資料4-3)</p> <p>災害時における物資調達に関する協定(資料5-40~44、45、47)</p> <p>災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定 (資料5-48)</p> <p>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定 (資料5-49)</p> <p>災害時における人員輸送に関する協定(資料5-18、19)</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認 手続等要領(資料6-4)</p>	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>2 燃料の確保 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」市有自動車(要配慮者搬送用) (資料4-3)</p> <p>災害時における物資調達に関する協定(資料5-43~47、49、50)</p> <p>災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定 (資料5-51)</p> <p>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定 (資料5-52)</p> <p>災害時における人員輸送に関する協定(資料5-21、22)</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認 手続等要領(資料6-4)</p>	<p>地域防災計画(様式・資料編)との整合</p>
149	12	<p>第10節 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>1 <u>「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</u> (略)</p> <p>2 <u>災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供</u> (略) (追加)</p> <p>3 <u>その他帰宅困難者への広報</u> (略)</p> <p>4 <u>帰宅途中で救援が必要となった人等の救助対策及び避難所対策</u> (略)</p>	<p>第10節 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>1 <u>一斉帰宅の抑制及び滞在場所の確保</u> (略)</p> <p>2 <u>徒歩帰宅者への情報提供</u> (略)</p> <p><u>また、JR春日井駅においては、市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供するとともに、日本放送協会(NHK)の緊急放送を放映し、利用者</u> <u>に有効な災害情報を提供する。</u></p> <p>3 広報 (略)</p> <p>4 救助対策及び避難所対策 (略)</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		(追加)	<p><u>5 事業者や学校等における措置</u>  <u>事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</u></p>	
150	13	<p>第6章 要配慮者対策  第1節 支援対策  1 支援体制の確立  (1) (略)  (2) (略)  (追加)</p>	<p>第6章 要配慮者対策  第1節 支援対策  1 支援体制の確立  (1) (略)  (2) (略)  <u>(3) 市は、更なる支援体制が必要と認める場合は、県に対して災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣要請を行う。</u></p>	対策の追加
150	24	<p>3 社会福祉施設等  (2) <u>保育所</u>の早期再開を図り、保育の必要な乳幼児の受入れに努める。</p>	<p>3 社会福祉施設等  (2) <u>保育園</u>の早期再開を図り、保育の必要な乳幼児の受入れに努める。</p>	表記の整理
150	28	<p>4 避難行動要支援者の避難支援  (1) 避難のための情報伝達  要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、<u>防災無線</u>や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつてはその<u>障害区分</u>等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p>	<p>4 避難行動要支援者の避難支援  (1) 避難のための情報伝達  要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、<u>外部放送設備</u>や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつては<u>災害情報</u>や<u>支援情報</u>等が伝達されにくいことから、その<u>障がい区分</u>等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p>	対策の整理
154	27	<p>第7章 都市施設の応急対策  第1節 公共施設  4 市庁舎等の公共施設  (略)  資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-21、23）</p>	<p>第7章 都市施設の応急対策  第1節 公共施設  4 市庁舎等の公共施設  (略)  資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-24、26）</p>	地域防災計画（様式・資料編）との整合
155	18	<p>第2節 ライフライン  1 上水道  (略)</p>	<p>第2節 ライフライン  1 上水道  (略)</p>	地域防災計画（様式・資料編）との

頁	行	修正前	修正後	備考
		資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-22）	資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-25）	整合
156	4	3 電力 (1) 応急復旧対策 ア（略） イ（略） ウ 供給先の住民等へ報道機関による報道又はホームページ等により復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。	3 電力 (1) 応急復旧対策 ア（略） イ（略） ウ 供給先の住民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。	表記の整理
157	27	6 電話 (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社 (略)	6 電話 (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 (略)	名称の変更
159	16	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-21）	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-24）	地域防災計画（様式・資料編）との整合
162	28	3 緊急輸送道路の確保 (1) 道路被害情報の収集 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。 (追加)	3 緊急輸送道路の確保 (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。 イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	対策の追加 構成の整理
162	30	(2) 緊急輸送道路の機能確保 (追加)  管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 なお、 <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動</u>	(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両	

頁	行	修正前	修正後	備考
		等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 (追加)	の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 <u>エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について 応援を要求する。</u>	
166	5	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保 災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。  また、災害の規模及び被害状況に基づき、 <u>ごみの発生量等を調査、推計して収集処理計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</u>	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保 災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、平常時に災害廃棄物処理計画を策定し、 <u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u> また、災害の規模及び被害状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、推計した上で、 <u>災害廃棄物処理実行計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</u>	表記の整理
166	15	(1) 施設等の確保 ア (略) イ (略) ウ 大量に生じるごみに対応するため、関係各部と協議し、必要に応じて <u>仮置場を指定する。</u>	(1) 施設等の確保 ア (略) イ (略) ウ 大量に生じるごみに対応するため、関係各部と協議し、必要に応じて <u>十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。</u>	対策の追加
167	10	2 収集・処理方法 (2) 処理 ア (略) イ <u>仮置場に搬送されたごみは、必要に応じて分別、中間処理を行い減量化に努め、状況に応じてクリーンセンター等へ搬入し処理する。</u> なお、仮置場の衛生には十分配慮し、必要に応じて消毒等を実施する。	2 収集・処理方法 (2) 処理 ア (略) イ <u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努め、状況に応じてクリーンセンター等へ搬入し処理する。</u> なお、仮置場の衛生には十分配慮し、必要に応じて消毒	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		ウ (略) (追加)  資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 (資料 2-5) (追加)	等を実施する。 ウ (略) エ <u>環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u> 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 (資料 2-5) <u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料 5-65)</u> <u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (資料 5-65)</u>	
168	5	第 2 節 し尿の収集及び処理 2 収集・処理方法 (1) 被害の甚大な地域を最優先で収集する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。	第 2 節 し尿の収集及び処理 2 収集・処理方法 (1) <u>避難所</u> や被害の甚大な地域を最優先で収集する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。	対策の整理
169	6	第 3 節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5-21) 障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)	第 3 節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5-24) 障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)	地域防災計画 (様式・資料編) との整合
172	24	第 10 章 教育対策 第 2 節 学校教育の早期再開 5 教科書・学用品等の給与 避難部は、被災により教科書・学用品等を、 <u>そう失</u> 又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して教科書・学用品等を給与する。 (略)	第 10 章 教育対策 第 2 節 学校教育の早期再開 5 教科書・学用品等の給与 避難部は、被災により教科書・学用品等を、 <u>喪失</u> 又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して教科書・学用品等を給与する。 (略)	表記の整理
173	1	第 3 節 社会教育及び文化財 【避難部】	第 3 節 社会教育及び文化財 【 <u>避難部、各施設</u> 】	情報の整理
176	1	第 4 編 災害復旧計画 第 1 章 市民生活安定のための緊急措置 (追加)	第 4 編 災害復旧・ <u>復興</u> 計画 第 1 章 市民生活安定のための緊急措置 <u>第 1 節 罹災証明書の交付等</u>  【本部事務局部、消防公安部】	構成の整理  対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p><u>1 罹災証明書の交付</u>  <u>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u>  <u>本部事務局は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。</u>  <u>消防公安部は、被災者からのり災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、り災証明書を発行する。</u>  <u>資料 「様式・資料集」春日井市罹災証明書等交付要綱（資料7-10）</u></p> <p><u>2 被災者台帳の作成</u>  <u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び管理し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>	
176	24	<p>第1節 義援金、災害弔慰金等  2 災害弔慰金等の支給  (4) 被災者生活再建支援金  被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。  <u>実施主体は県だが、支援金の支給に関しては、県から当</u></p>	<p>第2節 義援金、災害弔慰金等  2 災害弔慰金等の支給  (4) 被災者生活再建支援金  <u>県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</u>  <u>なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部</u></p>	<p>構成の整理    対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が県により拠出された基金を活用して <u>行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。</u> <u>市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</u>	
177	17	4 罹災証明書の交付等 <u>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u> <u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u>	(削除) ※本章 第1節 1、2に移動	構成の整理
177	24	5 住宅の建設 住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の修理が困難なものに対する住宅の建設は、次により行う。  (1) (略) (2) (略) (3) <u>被災住宅等の復旧相談</u> 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。	5 住宅の建設 住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、 <u>再建（取得）への支援をするとともに、住宅の再建又は修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。</u>  (1) (略) (2) (略) (3) <u>相談窓口の設置</u> <u>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</u>	対策の整理
178	21	第2節 市税の徴収猶予、減免等 (略) 3 <u>被災証明書及び罹災証明書の発行</u> 被災者の早期生活再建を支援するため、市は税の減免、各	第3節 市税の徴収猶予、減免等 (略) (削除) ※本章 第1節 1に記載	構成の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる被災証明書及び罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p> <p><u>本部事務局は、被災者からの被災証明交付申請書に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、被災証明書を発行する。</u></p> <p><u>消防公安部は、罹災者からの罹災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、罹災証明書を発行する。</u></p> <p><u>資料「様式・資料集」春日井市被災証明書等交付要綱(資料7-10)</u></p>		
179	9	<p>第3節 復旧に係る資金融資</p> <p>2 中小企業融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業者に対しては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保障による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に<u>周知するよう努める。</u></p>	<p>第4節 復旧に係る資金融資</p> <p>2 中小企業融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業者に対しては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保障による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に<u>広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u></p>	対策の整理
183	5	<p>第2章 公共施設の災害復旧計画</p> <p>2 災害復旧に伴う財政援助</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他の財政援助及び助成</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>り</u>災害公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>(キ)、(ク) (略)</p>	<p>第2章 公共施設の災害復旧計画</p> <p>2 災害復旧に伴う財政援助</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他の財政援助及び助成</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>罹災者</u>公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>(キ)、(ク) (略)</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
187	1	計画資料 資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等	計画資料 資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等	情報の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 月</th> <th colspan="3">気 温</th> <th colspan="2">風 速</th> <th rowspan="3">降雨日数</th> <th rowspan="3">降 雨 量</th> <th colspan="2">日最大降雨量</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>月 日</th> <th>降雨量</th> </tr> <tr> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>m</th> <th>m</th> <th></th> <th>mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>16.6</td> <td>35.7</td> <td>-1.8</td> <td>3.5</td> <td>25.2</td> <td>113</td> <td>1,564.5</td> <td>7月26日</td> <td>85.5</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>16.8</td> <td>38.3</td> <td>-1.8</td> <td>3.4</td> <td>18.3</td> <td>109</td> <td>1,587.5</td> <td>10月9日</td> <td>64.0</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16.4</td> <td>37.0</td> <td>-2.4</td> <td>3.6</td> <td>18.6</td> <td>107</td> <td>1,517.0</td> <td>9月20日</td> <td>193.5</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>15.8</td> <td>37.4</td> <td>-5.3</td> <td>3.6</td> <td>23.5</td> <td>99</td> <td>1,192.0</td> <td>9月30日</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td><b>25</b></td> <td><b>16.4</b></td> <td><b>37.8</b></td> <td><b>-3.4</b></td> <td><b>3.7</b></td> <td><b>20.6</b></td> <td><b>91</b></td> <td><b>1,126.5</b></td> <td><b>9月4日</b></td> <td><b>94.5</b></td> </tr> <tr> <td>25年 1</td> <td>3.9</td> <td>11.5</td> <td>-3.4</td> <td>4.0</td> <td>15.3</td> <td>3</td> <td>40.0</td> <td>1月14日</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4.6</td> <td>14.4</td> <td>-1.9</td> <td>4.5</td> <td>14.9</td> <td>10</td> <td>50.5</td> <td>2月18日</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10.3</td> <td>21.5</td> <td>-0.6</td> <td>4.3</td> <td>15.3</td> <td>4</td> <td>37.5</td> <td>3月18日</td> <td>19.5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>13.8</td> <td>24.9</td> <td>3.5</td> <td>4.4</td> <td>16.8</td> <td>9</td> <td>95.0</td> <td>4月24日</td> <td>31.0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>19.5</td> <td>30.6</td> <td>6.4</td> <td>4.2</td> <td>15.0</td> <td>6</td> <td>48.0</td> <td>5月11日</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>23.9</td> <td>35.0</td> <td>17.5</td> <td>2.6</td> <td>15.1</td> <td>7</td> <td>115.0</td> <td>6月19日</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>28.1</td> <td>37.4</td> <td>20.2</td> <td>3.2</td> <td>12.0</td> <td>12</td> <td>132.0</td> <td>7月29日</td> <td>52.0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>29.2</td> <td>37.8</td> <td>19.9</td> <td>3.3</td> <td>11.1</td> <td>8</td> <td>116.0</td> <td>8月5日</td> <td>51.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>24.9</td> <td>33.4</td> <td>16.0</td> <td>3.2</td> <td>20.6</td> <td>10</td> <td>222.5</td> <td>9月4日</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>20.3</td> <td>30.2</td> <td>10.1</td> <td>3.8</td> <td>17.6</td> <td>9</td> <td>201.5</td> <td>10月20日</td> <td>67.5</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>11.5</td> <td>20.6</td> <td>0.6</td> <td>3.1</td> <td>12.7</td> <td>6</td> <td>31.0</td> <td>11月25日</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>6.4</td> <td>14.1</td> <td>-1.5</td> <td>3.6</td> <td>14.7</td> <td>7</td> <td>37.5</td> <td>12月10日</td> <td>16.5</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量		平均	最高	最低	平均	最高	月 日	降雨量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成21年	16.6	35.7	-1.8	3.5	25.2	113	1,564.5	7月26日	85.5	22	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0	23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5	24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	<b>25</b>	<b>16.4</b>	<b>37.8</b>	<b>-3.4</b>	<b>3.7</b>	<b>20.6</b>	<b>91</b>	<b>1,126.5</b>	<b>9月4日</b>	<b>94.5</b>	25年 1	3.9	11.5	-3.4	4.0	15.3	3	40.0	1月14日	22.0	2	4.6	14.4	-1.9	4.5	14.9	10	50.5	2月18日	16.0	3	10.3	21.5	-0.6	4.3	15.3	4	37.5	3月18日	19.5	4	13.8	24.9	3.5	4.4	16.8	9	95.0	4月24日	31.0	5	19.5	30.6	6.4	4.2	15.0	6	48.0	5月11日	17.0	6	23.9	35.0	17.5	2.6	15.1	7	115.0	6月19日	29.5	7	28.1	37.4	20.2	3.2	12.0	12	132.0	7月29日	52.0	8	29.2	37.8	19.9	3.3	11.1	8	116.0	8月5日	51.0	9	24.9	33.4	16.0	3.2	20.6	10	222.5	9月4日	94.5	10	20.3	30.2	10.1	3.8	17.6	9	201.5	10月20日	67.5	11	11.5	20.6	0.6	3.1	12.7	6	31.0	11月25日	9.5	12	6.4	14.1	-1.5	3.6	14.7	7	37.5	12月10日	16.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 月</th> <th colspan="3">気 温</th> <th colspan="2">風 速</th> <th rowspan="3">降雨日数</th> <th rowspan="3">降 雨 量</th> <th colspan="2">日最大降雨量</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>月 日</th> <th>降雨量</th> </tr> <tr> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>m</th> <th>m</th> <th></th> <th>mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>16.8</td> <td>38.3</td> <td>-1.8</td> <td>3.4</td> <td>18.3</td> <td>109</td> <td>1,587.5</td> <td>10月9日</td> <td>64.0</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16.4</td> <td>37.0</td> <td>-2.4</td> <td>3.6</td> <td>18.6</td> <td>107</td> <td>1,517.0</td> <td>9月20日</td> <td>193.5</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>15.8</td> <td>37.4</td> <td>-5.3</td> <td>3.6</td> <td>23.5</td> <td>99</td> <td>1,192.0</td> <td>9月30日</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>16.4</td> <td>37.8</td> <td>-3.4</td> <td>3.7</td> <td>20.6</td> <td>91</td> <td>1,126.5</td> <td>9月4日</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td><b>26</b></td> <td><b>16.1</b></td> <td><b>37.8</b></td> <td><b>-2.0</b></td> <td><b>3.7</b></td> <td><b>18.8</b></td> <td><b>111</b></td> <td><b>1,247.0</b></td> <td><b>8月6日</b></td> <td><b>96.0</b></td> </tr> <tr> <td>26年 1</td> <td>4.6</td> <td>12.0</td> <td>-2.0</td> <td>3.8</td> <td>14.8</td> <td>4</td> <td>28.0</td> <td>1月8日</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5.3</td> <td>16.3</td> <td>-2.0</td> <td>5.1</td> <td>14.8</td> <td>5</td> <td>97.5</td> <td>2月14日</td> <td>34.5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9.2</td> <td>20.3</td> <td>-1.2</td> <td>4.5</td> <td>17.0</td> <td>12</td> <td>106.0</td> <td>3月13日</td> <td>34.5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>14.5</td> <td>24.6</td> <td>4.6</td> <td>3.6</td> <td>17.8</td> <td>9</td> <td>71.5</td> <td>4月30日</td> <td>36.5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>19.5</td> <td>32.5</td> <td>8.0</td> <td>4.3</td> <td>18.8</td> <td>7</td> <td>88.5</td> <td>5月26日</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24.1</td> <td>34.5</td> <td>17.5</td> <td>3.0</td> <td>12.8</td> <td>10</td> <td>43.0</td> <td>6月5日</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>27.4</td> <td>37.8</td> <td>19.4</td> <td>3.0</td> <td>13.9</td> <td>10</td> <td>98.0</td> <td>7月5日</td> <td>53.0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>27.0</td> <td>35.1</td> <td>20.9</td> <td>3.3</td> <td>18.8</td> <td>18</td> <td>290.5</td> <td>8月6日</td> <td>96.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>23.5</td> <td>31.9</td> <td>15.5</td> <td>3.1</td> <td>11.9</td> <td>8</td> <td>159.5</td> <td>9月25日</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>19.0</td> <td>28.6</td> <td>6.8</td> <td>3.5</td> <td>18.0</td> <td>8</td> <td>124.0</td> <td>10月13日</td> <td>56.5</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>13.3</td> <td>22.7</td> <td>4.4</td> <td>3.1</td> <td>14.1</td> <td>9</td> <td>78.5</td> <td>11月1日</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>5.5</td> <td>15.5</td> <td>-1.7</td> <td>3.8</td> <td>13.8</td> <td>11</td> <td>62.0</td> <td>12月16日</td> <td>18.0</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量		平均	最高	最低	平均	最高	月 日	降雨量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成22年	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0	23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5	24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	<b>26</b>	<b>16.1</b>	<b>37.8</b>	<b>-2.0</b>	<b>3.7</b>	<b>18.8</b>	<b>111</b>	<b>1,247.0</b>	<b>8月6日</b>	<b>96.0</b>	26年 1	4.6	12.0	-2.0	3.8	14.8	4	28.0	1月8日	15.0	2	5.3	16.3	-2.0	5.1	14.8	5	97.5	2月14日	34.5	3	9.2	20.3	-1.2	4.5	17.0	12	106.0	3月13日	34.5	4	14.5	24.6	4.6	3.6	17.8	9	71.5	4月30日	36.5	5	19.5	32.5	8.0	4.3	18.8	7	88.5	5月26日	30.0	6	24.1	34.5	17.5	3.0	12.8	10	43.0	6月5日	11.5	7	27.4	37.8	19.4	3.0	13.9	10	98.0	7月5日	53.0	8	27.0	35.1	20.9	3.3	18.8	18	290.5	8月6日	96.0	9	23.5	31.9	15.5	3.1	11.9	8	159.5	9月25日	50.5	10	19.0	28.6	6.8	3.5	18.0	8	124.0	10月13日	56.5	11	13.3	22.7	4.4	3.1	14.1	9	78.5	11月1日	32.0	12	5.5	15.5	-1.7	3.8	13.8	11	62.0	12月16日	18.0	
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平均	最高		最低	平均			最高			月 日	降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成21年	16.6	35.7	-1.8	3.5	25.2	113	1,564.5	7月26日	85.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<b>25</b>	<b>16.4</b>	<b>37.8</b>	<b>-3.4</b>	<b>3.7</b>	<b>20.6</b>	<b>91</b>	<b>1,126.5</b>	<b>9月4日</b>	<b>94.5</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25年 1	3.9	11.5	-3.4	4.0	15.3	3	40.0	1月14日	22.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	4.6	14.4	-1.9	4.5	14.9	10	50.5	2月18日	16.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	10.3	21.5	-0.6	4.3	15.3	4	37.5	3月18日	19.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	13.8	24.9	3.5	4.4	16.8	9	95.0	4月24日	31.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	19.5	30.6	6.4	4.2	15.0	6	48.0	5月11日	17.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	23.9	35.0	17.5	2.6	15.1	7	115.0	6月19日	29.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	28.1	37.4	20.2	3.2	12.0	12	132.0	7月29日	52.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	29.2	37.8	19.9	3.3	11.1	8	116.0	8月5日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	24.9	33.4	16.0	3.2	20.6	10	222.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	20.3	30.2	10.1	3.8	17.6	9	201.5	10月20日	67.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	11.5	20.6	0.6	3.1	12.7	6	31.0	11月25日	9.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	6.4	14.1	-1.5	3.6	14.7	7	37.5	12月10日	16.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平均	最高	最低	平均	最高			月 日	降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成22年	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<b>26</b>	<b>16.1</b>	<b>37.8</b>	<b>-2.0</b>	<b>3.7</b>	<b>18.8</b>	<b>111</b>	<b>1,247.0</b>	<b>8月6日</b>	<b>96.0</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26年 1	4.6	12.0	-2.0	3.8	14.8	4	28.0	1月8日	15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	5.3	16.3	-2.0	5.1	14.8	5	97.5	2月14日	34.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	9.2	20.3	-1.2	4.5	17.0	12	106.0	3月13日	34.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	14.5	24.6	4.6	3.6	17.8	9	71.5	4月30日	36.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	19.5	32.5	8.0	4.3	18.8	7	88.5	5月26日	30.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	24.1	34.5	17.5	3.0	12.8	10	43.0	6月5日	11.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	27.4	37.8	19.4	3.0	13.9	10	98.0	7月5日	53.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	27.0	35.1	20.9	3.3	18.8	18	290.5	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	23.5	31.9	15.5	3.1	11.9	8	159.5	9月25日	50.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	19.0	28.6	6.8	3.5	18.0	8	124.0	10月13日	56.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	13.3	22.7	4.4	3.1	14.1	9	78.5	11月1日	32.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	5.5	15.5	-1.7	3.8	13.8	11	62.0	12月16日	18.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
188	1	<p>(2) 警報・注意報発表状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th rowspan="2">警 報</th> <th colspan="4">注意報</th> <th rowspan="2">注意報</th> <th colspan="5">注意報</th> </tr> <tr> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>暴風</th> <th>その他</th> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>雷</th> <th>強風</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>302</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>60</td> <td>42</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>256</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>61</td> <td>33</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>252</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>74</td> <td>25</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>267</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>68</td> <td>36</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>25年 1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>31</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>26</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 数値は本市が含まれる愛知県、愛知県西部、尾張・西三河北部を対象に発表された状況。</p>	年 月	警 報	注意報				注意報	注意報					大雨	洪水	暴風	その他	大雨	洪水	雷	強風	その他	平成21年	15	6	6	1	2	302	45	44	60	42	106	22	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70	23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	80	24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77	25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	25年 1	0	0	0	0	0	15	0	0	1	2	12	2	0	0	0	0	0	15	0	0	1	6	8	3	0	0	0	0	0	27	1	1	3	4	18	4	0	0	0	0	0	25	1	1	5	7	11	5	0	0	0	0	0	11	0	0	2	2	7	6	0	0	0	0	0	15	3	3	7	0	2	7	2	1	1	0	0	31	8	8	13	0	2	8	4	2	2	0	0	26	8	8	9	0	1	9	4	2	2	0	0	27	8	8	4	2	5	10	0	0	0	0	0	15	3	2	3	3	4	11	0	0	0	0	0	15	1	1	4	2	7	12	0	0	0	0	0	7	0	0	1	2	4	<p>(2) 警報・注意報発表状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th rowspan="2">警 報</th> <th colspan="4">注意報</th> <th rowspan="2">注意報</th> <th colspan="5">注意報</th> </tr> <tr> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>暴風</th> <th>その他</th> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>雷</th> <th>強風</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>256</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>61</td> <td>33</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>252</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>74</td> <td>25</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>267</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>68</td> <td>36</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>272</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>26年 1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>26</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>52</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 数値は本市が含まれる愛知県、愛知県西部、尾張・西三河北部を対象に発表された状況。 2 平成22年7月からは春日井市を対象に発表された状況。</p>	年 月	警 報	注意報				注意報	注意報					大雨	洪水	暴風	その他	大雨	洪水	雷	強風	その他	平成22年	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70	23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81	24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77	25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96	26年 1	0	0	0	0	0	10	0	0	1	1	8	2	0	0	0	0	0	14	0	0	0	2	12	3	0	0	0	0	0	30	2	2	3	2	21	4	0	0	0	0	0	17	1	1	2	3	10	5	0	0	0	0	0	15	0	1	3	2	9	6	0	0	0	0	0	26	5	5	11	0	5	7	2	1	1	0	0	36	9	8	15	1	3	8	5	3	2	0	0	52	18	17	15	1	1	9	2	1	1	0	0	26	7	7	6	0	6	10	6	2	2	2	0	20	4	4	4	4	4	11	0	0	0	0	0	12	0	0	4	1	7	12	1	0	0	0	1	14	0	0	3	1	10	情報の整理
年 月	警 報	注意報				注意報	注意報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		大雨	洪水	暴風	その他		大雨	洪水	雷	強風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
平成21年	15	6	6	1	2	302	45	44	60	42	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
22	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25年 1	0	0	0	0	0	15	0	0	1	2	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	0	0	0	0	0	15	0	0	1	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	0	0	0	0	0	27	1	1	3	4	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	0	0	0	0	0	25	1	1	5	7	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	0	0	0	0	0	11	0	0	2	2	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6	0	0	0	0	0	15	3	3	7	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	2	1	1	0	0	31	8	8	13	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	4	2	2	0	0	26	8	8	9	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	4	2	2	0	0	27	8	8	4	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10	0	0	0	0	0	15	3	2	3	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11	0	0	0	0	0	15	1	1	4	2	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12	0	0	0	0	0	7	0	0	1	2	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
年 月	警 報	注意報				注意報	注意報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		大雨	洪水	暴風	その他		大雨	洪水	雷	強風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
平成22年	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
26年 1	0	0	0	0	0	10	0	0	1	1	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	0	0	0	0	0	14	0	0	0	2	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	0	0	0	0	0	30	2	2	3	2	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	0	0	0	0	0	17	1	1	2	3	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	0	0	0	0	0	15	0	1	3	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6	0	0	0	0	0	26	5	5	11	0	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	2	1	1	0	0	36	9	8	15	1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	5	3	2	0	0	52	18	17	15	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	2	1	1	0	0	26	7	7	6	0	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10	6	2	2	2	0	20	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11	0	0	0	0	0	12	0	0	4	1	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12	1	0	0	0	1	14	0	0	3	1	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

頁	行	修正前	修正後	備考																																										
198	39	<p>資料4 過去の主な風水害等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">種別 (名称)</th> <th colspan="3">名古屋の記録</th> <th rowspan="2">県下の被害概要 ①被害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額</th> </tr> <tr> <th>最低気圧 (hPa)</th> <th>最大風速 (m/s) 風向</th> <th>総雨量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>平成24年6月19日</td> <td>台風15号</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①被害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額	最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	(略)						平成24年6月19日	台風15号	(略)				<p>資料4 過去の主な風水害等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">種別 (名称)</th> <th colspan="3">名古屋の記録</th> <th rowspan="2">県下の被害概要 ①被害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額</th> </tr> <tr> <th>最低気圧 (hPa)</th> <th>最大風速 (m/s) 風向</th> <th>総雨量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>平成24年(2012)6月19日</td> <td>台風4号</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①被害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額	最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	(略)						平成24年(2012)6月19日	台風4号	(略)				情報の修正
年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①被害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額																																									
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)																																										
(略)																																														
平成24年6月19日	台風15号	(略)																																												
年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①被害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額																																									
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)																																										
(略)																																														
平成24年(2012)6月19日	台風4号	(略)																																												
206	25	<p>資料5 東海地方に影響のあった主な台風</p> <p>23 平成25年9月16日の台風第18号9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した(8時の中心気圧は970hPa)。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。</p> <p>愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め(14日21時)から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321ミリを観測した。解析</p>	<p>資料5 東海地方に影響のあった主な台風</p> <p>23 平成25年9月16日の台風第18号</p> <p>9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した(8時の中心気圧は970hPa)。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。</p> <p>愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め(14日21時)から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321ミリを観測した。解析</p>	情報の追加																																										

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4メートル（16日07時20分）を記録した。海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。 （追加）</p> <p>注1（略）</p> <p>資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成26年修正）</p>	<p>雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4メートル（16日7時20分）を記録した。海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。</p> <p>24 平成26年8月9～10日の台風第11号</p> <p><u>台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日9時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日6時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日9時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。</u></p> <p><u>台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。</u></p> <p><u>三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0ミリ、亀山で333.0ミリを観測し、統計開始以来の極値を更新した。</u></p> <p><u>降り始め（8月8日14時）から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台町宮川で661.5ミリ、三重県津市白山で518.0ミリとなった。</u></p> <p><u>このため、三重県では9日17時20分に大雨特別警報が発表された。</u></p> <p>（注）（略）</p> <p>資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成27年修正）</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
210	-	東海地方に影響のあった主な台風（進路図） （追加）	東海地方に影響のあった主な台風（進路図）  平成 26 年 8 月の台風第 11 号	情報の追加
213	1	資料 9 災害対策本部組織体制・事務分掌 1 ◎印は責任者、○は副責任者とする。 （追加）  2 第一次非常配備の担当者は、 <u>担当課の補佐職及び主査職とし、配備の要員は、部長及び総括担当者（主幹を含む）の全員並びに担当者の半数とする。</u>  3 第二次非常配備の担当者は、 <u>担当課の補佐職以下の全職員とし、配備の要員は、部長及び総括担当者（主幹を含む）の全員並びに担当者の半数とする。</u>	資料 9 災害対策本部組織体制・事務分掌 1 ◎印は責任者、○は副責任者とする。 2 <u>初動態勢の配備要員は、部長及び各課管理職 1 名とする。ただし、別に配備要員を定めた課においては、そのとおりとする。</u> 3 <u>第一次非常配備態勢の配備要員は、部長及び総括担当者（主幹を含む）の全員並びに担当課の補佐職及び主査職の半数とする。ただし、別に配備要員を定めた課においては、そのとおりとする。</u> 4 <u>第二次非常配備態勢の配備要員は、部長及び総括担当者（主幹を含む）の全員並びに担当課の補佐職以下職員の半数とする。ただし、別に配備要員を定めた課においては、そのとおりとする。</u>	対策の整理  体制の整理  構成の整理

頁	行	修正前			修正後			備考
		部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	
		本部事務局部 部長 ◎総務部長 総括担当者 (追加) ◎市民安全課長 (追加) ◎総務課長 ○交通対策課長	「本部班」  市民安全課	1 (略) 2 (略) (追加) 3 災害応急対策全般の調整に関する事 4 被害状況の関係機関への報告に関する事 5 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関する事 6 国・県・関係機関等との連絡調整に関する事 7 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関する事 8 避難の勧告、指示に関する事 9 災害復興計画の企画立案に関する事	本部事務局部 部長 ◎総務部長 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長 ○交通対策課長	「本部班」  市民安全課	1 (略) 2 (略) 3 <u>被害状況のとりまとめに関する事</u> 4 被害状況の関係機関の報告に関する事 5 避難の勧告、指示に関する事 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関する事 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関する事 8 災害応急対策全般の調整に関する事 9 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関する事 10 災害復興計画の企画立案に関する事。 <u>(総務班と協働する。)</u>	
			「総務班」  総務課 交通対策課	1～5 (略) 6 <u>庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼動指示に関する事</u> 7 庁舎への避難者の対応		「総務班」  総務課 交通対策課	1～5 (略) (削除) 6 庁舎への避難者の対応	

頁	行	修正前			修正後			備考
				<p>に關すること。</p> <p>8 庁舎施設の被害調査、災害復旧に關すること。</p> <p>9 災害応急対策、復旧対策に係る財政措置に關すること。</p> <p>10 被災証明書の発行に係る被害調査、手続きに關すること。</p> <p>11 災害救助費関係資料の作成及び報告に關すること。</p> <p>12 災害復興計画の企画立案に關すること。</p>			<p>に關すること。</p> <p>7 庁舎施設の被害調査、災害復旧に關すること。 (削除) ※市民窓口部に記載</p> <p>8 罹災証明書の発行に係る被害調査、手続きに關すること。 (削除) ※市民窓口部に記載</p> <p>9 災害復興計画の企画立案に關すること。</p>	
		<p>本部長付部長 企画政策部長  総括担当者 秘書課長</p>	(略)	(略)	<p>本部長付部長 ○企画政策部長  総括担当者 秘書課長</p>	(略)	(略)	
		<p>動員部 (略)</p>	(略)	(略)	<p>動員部 (略)</p>	(略)	(略)	
		<p>情報管理部 部長 ◎企画政策部長 ○総務部長</p>	<p>「広報伝達班」  広報広聴課 企画政策課</p>	<p>1 (略) 2 報道機関への対応、連絡調整、災害広報に關すること。 3 その他広報に關すること。</p>	<p>情報管理部 部長 ◎企画政策部長 ○総務部長</p>	<p>「広報伝達班」  広報広聴課 企画政策課</p>	<p>1 (略) 2 報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に關すること。 3 避難勧告等の区・町内</p>	

頁	行	修正前			修正後			備考
		○議会事務局長 ○監査事務局長 総括担当者 (追加) ◎広報広聴課長 ○企画政策課長 ニュータウン創生課長 議事課長 監査課長 (追加) ◎情報システム課長	ニュータウン創生課 議事課 監査課	と。 4 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する こと。 5 避難勧告等の区・町内 会・自治会長への電話連絡 に関すること。 6 開設避難所への定期的な 情報伝達に関すること。	○議会事務局長 (削除) ○監査事務局長 総括担当者 「広報伝達班」 ◎広報広聴課長 ○企画政策課長 (削除) 議事課長 監査課長 「収集整理班」 ◎情報システム課長	(削除) 議事課 監査課	会・自治会長への電話連絡 に関すること。 4 開設避難所への定期的な 情報伝達に関すること。 5 災害に関する写真、ビデオ 等による記録に関する こと。 6 その他広報に関するこ と。	
			「収集整理 班」 情報システム課	1 気象情報、被害情報の収 集に関すること。 2～8 (略)		「収集整理 班」 情報システム課	1 気象情報、被害情報の収 集整理に関すること。 2～8 (略)	
		市民窓口部 (略)	(略)	1 (略) 2 (略) (追加)  3 (略)	市民窓口部 (略)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 災害応急対策、復旧対策 に係る財政措置に関する こと。 4 災害救助費関係資料の 作成及び報告に関するこ と。 5 (略)	
		技術部 部長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推 進部長 (追加)	河川排水課 道路課 公園緑地課 住宅施設課 企画経営課 業務課	(共通事項) (略) (水防に関すること) 1 (略) 2 ポンプの維持、操作、樋 門等の開閉操作及び指揮、 スクリーンの巡視に關す ること。	技術部 部長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推 進部長 ○まちづくり推 進次長	河川排水課 道路課 公園緑地課 住宅施設課 上下水道経 営課 上下水道業 務課	(共通事項) (略) (水防に関すること) 1 (略) 2 ポンプの維持、操作、樋 門等の開閉操作、スクリー ンの巡視に関すること。	

頁	行	修正前			修正後			備考
		総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 住宅施設課長 企画経営課長  業務課長  水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 (追加)  建築指導課長	水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 (追加)  建築指導課	3 (略) (調査に関すること) (略) (復旧に関すること) (略) (給水に関すること) (略)	総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 住宅施設課長 上下水道経営課長 上下水道業務課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長	水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュータウン創生課 建築指導課	3 (略) (調査に関すること) (略) (復旧に関すること) (略) (給水に関すること) (略)	
		<u>消防公安部</u> 部長 ◎消防長 ○副消防長 ○消防署長  総括担当者 ◎消防総務課長 (追加) ○予防課長 通信指令室長 副署長 東出張所長 西出張所長 南出張所長	消防総務課 (追加) 予防課 通信指令室 消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所	(略)	<u>消防公安部</u> 部長 ◎消防長 ○副消防長 ○消防署長  総括担当者 ◎消防総務課長 ○消防救急課長 予防課長 通信指令室長 副署長 東出張所長 西出張所長 南出張所長	消防総務課 <u>消防救急課</u> 予防課 通信指令室 消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所	(略)	

頁	行	修正前			修正後			備考
		北出張所長 高蔵寺出張所長			北出張所長 高蔵寺出張所長			
		<u>避難部</u> 部長 ◎教育部長 ○文化スポーツ部長  総括担当者 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 学校給食課長 文化課長 生涯学習課長	教育総務課 学校教育課 学校給食課 文化課 生涯学習課	1 避難所の開設、管理に係る職員の派遣に関すること。 2～9 (略)	<u>避難部</u> 部長 ◎教育部長 ○文化スポーツ部長  総括担当者 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 学校給食課長 文化・生涯学習課長	教育総務課 学校教育課 学校給食課 文化・生涯学習課	1 避難所の開設、管理に係る指定避難所配備職員の派遣に関すること。 2～9 (略)	
		<u>救護福祉部</u> 部長 ◎健康福祉部長 ○青少年子ども部長 (追加)  総括担当者 「救護班」 ◎健康増進課長 ○子ども政策課長 保険医療年金	「救護班」 健康増進課 子ども政策課 保険医療年金課 保育課	1～6 (略) 7 その他保健医療に関すること。 8 開設避難所への保健師、看護師等の派遣に関すること。(避難部と協働する。) 9 保育園児の安全対策に関すること。 10 保育施設等の被害調査及び復旧に関すること。 11 <u>指定避難所配備職員の開設避難所への職員の派遣に関すること。</u>	<u>救護福祉部</u> 部長 ◎健康福祉部長 ○青少年子ども部長 <u>○市民生活部長</u>  総括担当者 「救護班」 ◎健康増進課長 ○子ども政策課長 保険医療年金	「救護班」 健康増進課 子ども政策課 保険医療年金課 保育課	1～6 (略) 7 開設避難所への保健師、看護師等の派遣に関すること。(避難部と協働する。) 8 保育園児の安全対策に関すること。 9 保育施設等の被害調査及び復旧に関すること。 10 その他保健医療に関すること。 (削除)	

頁	行	修正前			修正後			備考
		課長 保育課長  「要配慮者班」 ◎高齢福祉課長 ○介護保険課長  障がい福祉課長 生活援護課長	「要配慮者班」 高齢福祉課 介護保険課  障がい福祉課 生活援護課	1～7 (略) 8 指定避難所配備職員の開設避難所への職員の出遣に関する事。	課長 保育課長  「要配慮者班」 ◎地域福祉課長 ○介護・高齢福祉課長 障がい福祉課長 生活支援課長	「要配慮者班」 地域福祉課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 生活支援課	1～7 (略) (削除)	
		物資供給部 部長 ◎産業部長  総括担当者 ◎経済振興課長 ○企業活動支援課長 農政課長	経済振興課 企業活動支援課 農政課	1 避難部との情報共有に関する事。 2 食糧及び必需品の調達、確保及び管理に関する事。 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)	物資供給部 部長 ◎産業部長  総括担当者 ◎経済振興課長 ○企業活動支援課長 農政課長	経済振興課 企業活動支援課 農政課	(削除) 1 食糧及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)	
		衛生部 (略)	(略)	1～7 (略) (追加)	衛生部 (略)	(略)	1～7 (略) 8 食糧及び生活必需品の受入れ、仕分け、搬送及び供給に関する事。(物資供給部の応援)	
		ボランティア部 (略)	(略)	1～4 (略) (追加)	ボランティア部 (略)	(略)	1～4 (略) 5 避難勧告等の区・町内会・自治会長への電話連絡に関する事。(情報管理部広報伝達班の応援)	

頁	行	修正前			修正後			備考
		会計部 (略)	(略)	1～3 (略) 4 市民窓口部の応援に 関すること。	会計部 (略)	(略)	1～3 (略) 4 電話による被害通報の 受付に關すること(市民窓 口部の応援)	